

環境社会配慮助言委員会

第115回 全体会合

日時 2020年8月7日（金）14:00～16:50

場所 JICA本部 1階113会議室およびオンライン会議

（独）国際協力機構

助言委員

阿部 直也	東京工業大学 環境・社会理工学院 融合理工学系 准教授
石田 健一	元東京大学 大気海洋研究所 海洋生命科学部門 助教
奥村 重史※	有限責任あずさ監査法人 パブリックセクター本部 ディレクター
小椋 健司	阪神高速道路株式会社 技術部国際室 国際プロジェクト担当部長
織田 由紀子	JAWW（日本女性監視機構） 副代表
掛川 三千代	創価大学 経済学部 准教授
木口 由香	特定非営利活動法人 メコン・ウォッチ 事務局長
源氏田 尚子	公益財団法人 地球環境戦略研究機関（IGES） 東京サステナビリティフォーラム フェロー
作本 直行	独立行政法人 日本貿易振興機構（JETRO）顧問
柴田 裕希	東邦大学 理学部 准教授
島 健治	株式会社三井住友銀行 ホールセール統括部 サステナブルビジネス推進室 上席推進役
鋤柄 直純	一般財団法人 自然環境研究センター 研究本部 研究主幹
田辺 有輝	特定非営利活動法人 「環境・持続社会」研究センター（JACSES） 持続可能な開発と援助プログラム プログラムディレクター
谷本 寿男	元恵泉女学園大学 人間社会学部 教授
寺原 譲治※	城西国際大学 環境社会学部 学部長代行／教授
錦澤 滋雄	東京工業大学 環境・社会理工学院 融合理工学系 准教授
長谷川 弘	広島修道大学 人間環境学部・大学院経済科学研究科 教授
林 希一郎	名古屋大学 未来材料・システム研究所 教授
原嶋 洋平※	拓殖大学 国際学部 教授
日比 保史	一般社団法人 コンサベーション・インターナショナル・ジャパン （CI ジャパン） 代表理事
松本 悟※	法政大学 国際文化学部 教授
山岡 暁	宇都宮大学 地域デザイン科学部 教授
米田 久美子	一般財団法人 自然環境研究センター 研究本部 研究主幹

（敬称略、五十音順） ※会議室参加

JICA

大竹 智治	審査部 部長
中曽根 慎良	審査部 次長
加藤 健	審査部 環境社会配慮審査課 課長
小島 岳晴	審査部 環境社会配慮監理課 課長

西井	洋介	南アジア部	南アジア第一課	企画役
宮田	尚亮	南アジア部	南アジア第三課	課長

午後2時00分開会

○加藤 それでは、お時間となりましたので、始めさせていただきたいと思います。

ただいまよりJICA環境社会配慮助言委員会第115回の全体会合を始めたいと思います。

今、あと2名ほど本日ご出席の助言委員の方が遅れておられますけれども、お一人は遅れることを伺っておりまして、もうお一人は、接続調整中ということですが、進めさせていただきたいと思います。

助言委員の皆様、このたびは第6期のJICA環境社会配慮助言委員会の委員にご就任いただきまして、誠にありがとうございます。本日、冒頭でJICA審査部長の大竹よりご挨拶をさせていただいた後、委員の皆様をご紹介します、皆様よりご挨拶をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

新型コロナの感染の拡大状況により引き続き難しい状況にあり、今回の第6期最初の全体会合もこのように遠隔の形で進める形になってしまいましたけれども、皆様、ご協力いただきまして、ありがとうございます。

議事に入ります前に、まずは遠隔の全体会合の実施に当たって注意事項を何点かお知らせいたしたいと思います。

画面にも掲示がされておりますとおり、逐語議事録を作っております関係で、皆様、必ずマイクを使用してご発言をいただくということでお願いいたします。ご発言されない間は必ずミュートにさせていただいて、発言される場合はマイクがついていることをご確認の上、ご発言をいただければと思います。

2点目は、冒頭、ご発言される際にはお名前をお名乗りいただきまして、そして、司会者から指名され次第、ご発言をいただくということで、どなたに向かってのご発言かも明確にさせていただいて、結論から端的に短くご発言いただけるとありがたいと思います。

また、お名乗りいただいた際にほかの委員と声が重なった場合、ほかの委員の発言中に次の発言を希望される場合は、例えばインスタントメッセージに発言ご希望の旨を書いていただきますと、円滑に議事を進行できるかと思います。事務局のほうでインスタントメッセージは常にフォローしております。

今回は逐語議事録として録音させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

注意事項は以上となります。

それでは、今期助言委員会の開始に当たりまして、JICA審査部長の大竹智治よりご挨拶をさせていただきます。

○大竹 審査部長をしております大竹でございます。

先月9日から24名の委員の方々によりまして、今期、第6期の環境社会配慮助言委員会、発足いたしました。実質的には本日が第1回目の顔合わせということになりますけれども、新型コロナウイルス感染の拡大する中、多くの委員の皆様に、本日、オンライン、またこちらのほうにお越しいただきまして、大変ありがとうございます。感謝申し上げます。今期も様々なバックグラウンド、また専門性をお持ちの委員の皆様にご就任いただきました。JICA事業の効果をより一層高めていきたいというふうに我々考えておりますので、何卒ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

今期ですけれども、助言委員の先生方、前回から20名の方、24名のうち20名の方が留任ということでございます。その他4名の委員の方々、これからご紹介させていただきますけれども、そういった委員の方々、新たに4名、参加していただきまして、今期助言委員会を運営して参りたいというふうに考えております。

今期は、また同時並行で環境社会配慮ガイドライン改定のための諮問委員会が別途開かれております。今週火曜日に第1回目の諮問委員会が開催されまして、助言委員の方々のうち5名の方が諮問委員会の委員として参加していただいております。会合では、原嶋委員が座長として選出されるとともに、JICAの事業内容であったり、あとは環境社会配慮ガイドラインの内容を委員の皆様と共有いたしました。

次回9月1日の会合から、具体的な改定案の検討に入っていくということになります。検討自体は諮問委員会のほうで行われるということですが、その検討の状況につきましては、適宜、助言委員の皆様にも共有させていただきたいというふうに考えております。

また、JICAでは様々な事業が、コロナ禍によりまして延期とか遅延というふうな状況になっておりますけれども、助言委員会では前期の委員の皆様のご協力によりまして、スケジュールどおりに個別案件および環境社会配慮ガイドライン改定に向けた包括検討等のご議論をしていただきました。物理的な密は避けながらも、逆に一層密な議論ができた、また有意義な助言をいただけたというふうに考えています。大変感謝しております。

コロナ禍およびそれが与える様々な影響によりまして、今回のようにオンラインでの会合の機会が増えるだろうというふうに思いますし、また、国際的な開発協力の在り方も変わっていくのではないかと考えております。JICAとしてもニューノーマルを踏まえまして、途上国の現場で様々な工夫を行いながら、協力事業を行いたいというふうに考えておりますけれども、環境社会配慮におきましても同様というふうに考えておりまして、引き続きJICAの取り組みに皆様方からのご支援、ご協力、何卒よろしくお願い申し上げます。

2年間ということになりますけれども、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

私のほうからは以上でございます。

○加藤 引き続きまして、今期、助言委員にご就任いただきました皆様のご紹介をさせていただきたいと思っております。名簿順にお名前を当方より申し上げますので、委員の皆様から一言ずつご挨拶等をいただく形をお願い申し上げます。

それでは、阿部委員、よろしくお願いいたします。

○阿部委員 皆様、こんにちは。東京工業大学の阿部でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

私は理工系の大学におりますけれども、理系・文系という枠を言わば超える形で、人々の生活とか、あるいは環境とか、そういったものに貢献する研究あるいは教育をしたいという立場で、これまで取り組んで参りました。私自身は、実は1番最初の社会人としてのキャリアを旧OECDというところでスタートした経験がございまして、今回、メンバーの中、あるいはJICAにいらっしゃる方の中でも、お世話になった方々が多くいらっしゃると思っております。

より良いガイドラインの運営、さらには、微力ながら全体のオペレーションに貢献できればと思っております。勉強しつつ取り組みたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○加藤 よろしく願いいたします。

私、冒頭、司会として名前を申し上げるのを忘れましたが、JICA審査部の環境社会配慮審査課の加藤です。よろしく願いいたします。

それでは、続きまして、石田委員は既にアクセスが確保できておりますでしょうか。石田委員はアクセスがまだということですので、奥村委員、よろしく願いいたします。

○奥村委員 あずさ監査法人の奥村と申します。

私、もともと三菱総合研究所で国際的な環境エネルギーの様々な調査研究のプロジェクトに携わっておりまして、そのときに林委員にもちょっといろいろお世話になったりしてはいたのですが、その後、ITコンサルティング会社に転職し、今はあずさ監査法人のパブリックセクター本部で、国際協力のプロジェクト、特に環境周りの国際協力のプロジェクトに携わっております。

委員名簿を拝見させていただいて、昔、リオ+20とか生物多様性のCOP10とかで、いろいろ一緒に仕事をさせていただいた皆様が結構多くて、またそのような皆様と一緒に仕事をできること、大変嬉しく思っております。

どこまで貢献できるかというのはあると思うのですが、資料をきちんと読み込んで、有益な発言ができるように努力して参りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○加藤 よろしく願いいたします。ありがとうございました。

それでは、引き続きまして、小椋委員、よろしく願いいたします。

○小椋委員 皆さん、よろしく願いいたします。第5期から引き続き第6期も委員を務めさせていただきます。専門は、道路事業で公共用地補償に携わってありましたこと、また、JICAさんの技プロで、非自発的住民移転に携わった経験から、この委員会でも住民移転に関して何かお役に立てればという思いで参加させていただいております。よろしく願いいたします。

○加藤 ありがとうございました。よろしく願いいたします。

それでは、引き続きまして、織田委員、お願いいたします。

○織田委員 織田由紀子と申します。初めての方は初めまして。専門分野は開発、環境、ジェンダーというふうにしておりまして、先ほどご紹介がありました奥村委員とは、前にリオ+20のときにお世話になりました。お久しぶりです。

私は北九州に住んでおりまして、この地にあります団体の研究員をしたり、また大学で教えたりした後、またJICAの専門家となってタイのほうに行ったりと、いろいろあれこれ口を出してきているんですけども、この委員会のほうには今期で3期目になります。またこれまでの経験で少しは学んできたことがあると思いますので、それを生かしながら、できるだけお役に立てるようにしたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

○加藤 ありがとうございます。よろしく願いいたします。

では、掛川委員、よろしく願いいたします。

○掛川委員 掛川三千代と申します。創価大学経済学部です。専門は環境政策、環境管理、あと環境社会配慮の遵守をいかに強化するかなどの研究をしております。

私も大学に入りましたのは3年前で、それまでは環境省にいたりとか、JICAのベトナム事務所に

いたりとか、またUNDPにいたりしまして、これまで開発協力の現場で様々な仕事をして参りました。今回、前期に引き続きなのですけれども、環境社会配慮のより一層の改善・強化のために貢献させていただきたいと思って、入っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○加藤 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

それでは、木口委員、よろしくお願いいたします。

○木口委員 木口由香と申します。メコン・ウォッチというNGOから参加しております。

私自身は、タイのダム開発の影響について関心を持ったことで、環境社会配慮に関心を持って、この仕事を始めております。団体としては、カンボジア、ミャンマーなどでの開発の影響について、市民側からの監視を行うような形で、そういった知見も生かしながら、この委員会の環境社会配慮の向上に貢献できればと考えております。今期で2期目になります。よろしくお願いいたします。

○加藤 よろしく申し上げます。ありがとうございます。

それでは、引き続きまして、源氏田委員、よろしくお願いいたします。

○源氏田委員 源氏田尚子と申します。よろしくお願いいたします。

私は、今は地球環境戦略研究機関、略称でIGESと申しますけれども、民間の研究機関で調査研究に携わっています。もともと環境省におりまして、環境省でも環境影響評価を担当しておりました。現在は、主にアジア地域、アジア諸国の環境影響評価制度などについて調査研究を行っています。

第5期に引き続き、今回第6期も環境社会配慮助言委員会のに、参加させていただくということで、よろしくお願いいたします。

以上です。

○加藤 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

それでは、作本委員、よろしくお願いいたします。

○作本委員 作本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私自身は、アジア諸国の環境政策とか環境法に関心を持っております。現在は、アジア経済研究所というところを卒業しまして、その上部機関である日本貿易振興機構、よくジェトロと呼ばれておりますが、そちらの顧問を担当しております。どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○加藤 よろしく申し上げます。ありがとうございます。

それでは、柴田委員、よろしくお願いいたします。

○柴田委員 東邦大学の柴田でございます。大学で専門は都市の持続可能性評価ですとか、あるいは最近ですと再生可能エネルギー、地熱開発なんかのアセスメントを主に研究として扱っております。今期も引き続きよろしくお願いいたします。

以上です。

○加藤 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

それでは、島委員、よろしくお願いいたします。

○島委員 三井住友銀行の島でございます。前期に引き続き委員を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

専門といたしますか、所管なのですけれども、前回はエクエーター原則、民間銀行のプロジェクト、

ファイナンス向けへのリスク評価ということでやっておったのですが、ちょうど委員の切り替わりのタイミングで、7月、先月に異動になりまして、現在、ホールセール統括部のサステナブルビジネス推進室というところに移りました。具体的には、グリーンローンとかそういったものの推進をやるのですが、私自身は調査グループということで、国際動向であつたりの情報収集、調査して行内に発信していくということをミッションにしております。

一旦、リスク評価からビジネスプロモーションのほうに立場は移るのですが、今までの経験等を踏まえて貢献できればと。また、これから、今現在、サステナブルファイナンスの国際動向みたいなところをちょっと勉強しておりますので、こういったところの観点でも何らかの貢献ができればなと思っております。引き続きよろしくお願いします。

以上です。

○加藤 よろしく申し上げます。ありがとうございます。

では、鋤柄委員、よろしくお願いします。

○鋤柄委員 自然環境研究センターの鋤柄と申します。よろしくお願いいたします。

私自身バックグラウンドは森林なものですから、ちょっと社会との関係については弱いところがあり、皆様のようにはいきませんが、勉強しながらお役に立つように努めていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○加藤 よろしく申し上げます。ありがとうございます。

それでは、田辺委員、よろしくお願いします。

○田辺委員 田辺有輝と申します。環境持続社会研究センターというNGOのスタッフをしています。2014年からこの助言委員会には関わっており、主に国際機関の環境社会配慮政策とか、それから南アジアの開発案件の環境社会配慮なんかをこれまではやってきております。

○加藤 音が切れましたが、今のご紹介でよろしいですか。

○田辺委員 以上です。ありがとうございます。よろしくお願いします。

○加藤 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

それでは、谷本委員、よろしくお願いいたします。

○谷本委員 谷本です。第1期から参加させていただいています。大学で講義をしておりましたけれども、その前はJICAの専門家でインドネシアにいました。これからもよろしくお願いいたします。

以上です。

○加藤 よろしく申し上げます。ありがとうございます。

それでは、寺原委員、よろしくお願いいたします。

○寺原委員 城西国際大学の寺原と申します。私も2期目でございます、大学に来たのは2年ほど前なのですが、その前は4半世紀ほど国際開発センターというところでJICAさんのコンサルをしておりました。よろしくお願いいたします。

○加藤 よろしく申し上げます。ありがとうございます。

それでは、錦澤委員、よろしくお願いいたします。

○錦澤委員 東京工業大学の錦澤滋雄と申します。所属は、冒頭にありましたが、阿部先生と同じ部署にいます。専門は環境政策・計画ということですが、主に国内を対象にした環境アセ

スメントに関する研究・教育に携わっております。今回、2期目ということになります。よろしくお願いいたします。

○加藤 よろしくお願いたします。ありがとうございます。

それでは、長谷川委員、お願いいたします。

○長谷川委員 広島修道大学の長谷川と申します。私は、織田委員の次ぐらい、広島ですから、遠いところから参加させてもらっております。谷本委員の次ぐらいに古くて、第2期から出させてもらっています。最初の頃は、3分の1から半分ぐらいは、もっと地方の委員の方がたくさんいたと思うのですけれども、数少ない地方委員ということで、よろしくお願いいたします。

以上です。

○加藤 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

それでは、林委員、お願いいたします。

○林委員 林です。どうぞよろしくお願いいたします。

名古屋大学未来材料・システム研究所というところにおります。長谷川委員と同じように、地方委員の一人であります。最近ではSkype参加オンリーになっていますけれども。

専門としては、環境政策、環境影響評価というようなことになっていますが、昔は制度的なこともやっていたのですけれども、最近では具体的に評価をするというふうなことが中心で、生態系サービスとか、そういうような評価を、空間的な評価をします。そういうようなことを専門にしてやっております。

以上です。

○加藤 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

それでは、原嶋委員、よろしくお願いいたします。

○原嶋委員 原嶋でございます。よろしくお願いいたします。

私は大学で環境政策を教えていまして、個人的な関心としては、特に東アジアの国々の環境政策の比較というのを続けてやっております。

助言委員会はかなり長くお世話になっております。引き続きお世話になります。よろしくお願いいたします。

○加藤 よろしくお願いたします。ありがとうございます。

それでは、日比委員、お願いいたします。

日比委員のお声が聞こえませんが、つながっておりますか。

それでは、日比委員の接続が少し悪いようですので、また後ほどご挨拶をいただきまして、松本委員、お願いをいたします。

○松本委員 松本です。よろしくお願いいたします。

現在は、法政大学の国際文化学部で教員をしております。国際文化というのは、国際社会が主権国家間というよりは、様々な文化間のせめぎ合い、協力というもので成り立っているという前提で、学問を追求している学部です。そういう意味でいくと、JICAのように主権国家ベースで線引きをせざるを得ない社会と、我々はそこを超えたり、あるいはその中にある文化的差異というのに目を向けるというような知見が、こういう会合で生かせるのではないかとこのように思っています。この環境社会配慮については、もう20年前ですか、最初のJBICのガイドラインの改定のと時から関わっ

ております。

最近、一旦、委員を離れたのは、タイに在外研究で1年いて、そのときにこの委員を離れたのですけれども、タイに行ってすごくわかったのは、新興ドナーとかも、こういう助言委員会ってどういうふうに行っているのとか興味を持っていたり、新興国の市民社会も興味を持っているという意味でいくと、自分の知見をこの場で生かすということだけではなくて、やはりここでやっていることをどうやって今後、新興国の市民社会あるいはそういう国々にも、一緒にやっていくようなノウハウを共有できるかということも、そろそろ助言委員会の委員の役割になってくるかなというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○加藤 よろしく申し上げます。ありがとうございます。

それでは、山岡委員、お願いいたします。

○山岡委員 宇都宮大学地域デザイン科学部の山岡暁といいます。この委員会は、前回の5期から参加させていただいております。

私も、大学に来る前は、開発コンサルタントとして、水資源あるいは電力の分野で開発調査等をJICAプロジェクトとしてやらせていただきました。後半のほうは、技術者というよりも、プロジェクトマネジャーとして全体を取りまとめる仕事が多くて、エンジニアリングだけじゃなくて、環境社会配慮とどうやって調和させるかということは非常に苦労しましたし、今もそういう点は非常に関心があります。そのような視点と経験からこの助言委員会で何らか貢献させていただければありがたいと思っております。

ということで、よろしくお願いいたします。

○加藤 よろしく申し上げます。ありがとうございます。

山崎委員は、三菱UFJ銀行から助言委員にご着任いただいておりますけれども、本日はご欠席ということになります。

続きまして、米田委員、お願いいたします。

○米田委員 米田と申します。20数年前にJICAの専門家でアフリカに3年半ほど滞在しました。そのときから野生動物、それから保護区、そういうものに対して関心を持っています。現在もそういう分野を中心に助言をしています。逆に社会配慮等に非常に弱い部分があるなと自分でも思っていて、まだまだこれから勉強したいと思っています。よろしくお願いいたします。

○加藤 よろしく申し上げます。ありがとうございます。

石田委員が上手く接続ができたということですので、石田委員、一言、ご挨拶をよろしくお願いいたします。

○石田委員 皆様、石田です。遅れまして、申しわけありませんでした。

私は、そこに自己紹介に書いたように、森だとか海の生物資源を中心に研究や調査を行ってきました。それで、参加型開発というのにもずっと関わってきたので、そういう意味で、その延長の一つでもある環境社会配慮委員には参加させていただいています。ぜひよろしくお願いいたします。

以上です。

○加藤 よろしく申し上げます。ありがとうございます。

日比委員、よろしくお願いいたします。

日比委員の接続が少し上手く私どもとつながっていないようですので、また後ほどお時間を設け

たいと思います。

それでは、引き続きまして、今期の助言委員会の運営に当たりまして、委員長および副委員長の選任に入りたいと考えております。

環境社会配慮助言委員会の設置要領がございますが、そこでは互選により選任するとされておりますので、まずは助言委員の委員長につきまして、助言委員の皆様のご意見をお伺いしたいと思っております。ご意見のおありになる方はご発言をよろしくお願いいたします。

どなたか今、音声が入ってございましたけれども、ご発言の方おられますでしょうか。よろしくお願いいたします。

○石田委員 石田ですけれども、よろしいでしょうか。

○加藤 石田委員、よろしくお願いいたします。

○石田委員 原嶋委員がとてもいつもお上手に、かつ、みんなの意見をきちんと聞いて、時間厳守でやっていただけるので、もし原嶋委員のご負担が増すというようなことがあるといけませんけれども、もしそうでないのであれば、原嶋委員がよろしいのかなというふうには考えます。

以上です。

○加藤 ありがとうございます。石田委員から原嶋委員のご提案をいただきました。

ほかにご意見のおありになる方、よろしくお願いいたします。

○作本委員 作本ですけれども。

○加藤 作本委員、よろしくお願いいたします。

○作本委員 私も原嶋委員を委員長に推薦させていただきたく思います。今、石田委員からもご紹介ありましたように、これまでも委員長を務められたこともありますし、この分野に詳しくて、しっかりした議事運営を十分に期待できる方だと思いますので、私も同じように原嶋委員に委員長をお願いできればと考えております。どうぞご検討いただければ、ありがたく存じます。

以上です。

○加藤 ありがとうございます。作本委員からも原嶋委員のご提案をいただきました。

その他、ご意見、ご発言、よろしくお願いいたします。

ほかにご意見がおありにならなければ、原嶋委員、ご指名が石田委員、作本委員からありましたけれども、お考え、お聞かせいただければと思います。

○原嶋委員 石田先生、作本先生、どうもありがとうございます。せっかくご推薦をいただきまして、皆様からご了解をいただければ、お引受けしたいと思っております。

○加藤 ありがとうございます。

それでは、原嶋委員を委員長に選任をするということで、皆様のご賛同をいただいたという結論にしたいと思いますが、いかがでしょうか。ご異論等ありましたら、ご発言よろしくお願いいたします。

○加藤 ありがとうございます。

それでは、原嶋委員長を選任ということで、原嶋委員長より一言、ご挨拶をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○原嶋委員長 改めまして、原嶋でございます。

委員長ということで、委員長の仕事は、主に全体会合の司会とか進行ということでございまして、実はこの委員会の立てつけといいますか、進め方においては、助言の極めて本質的かつ重要な部分

は、ワーキンググループに依存している部分が多くて、ワーキンググループでは恐らく委員の皆様、ほぼ順番にといいますか、ほぼ皆様に主査をお願いするということで、主査のお仕事は大変ご負担が多いこととも思うかと思います。

ぜひ各委員の皆様にも、全体会合はもちろんですけれども、ワーキンググループでの積極的なご発言やご参加をお願いして、ご協力をお願いしたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

○加藤 ありがとうございます。原嶋委員長、よろしくお願いいたします。

それでは、続きまして、副委員長の選任ということで、副委員長は設置要領上、1名ないし2名を置き、委員の互選により選任ということになっております。副委員長につきましては、これまでの慣例を踏まえて、まずは原嶋委員長からご指名をいただきまして、そして委員の皆様のご意見をいただく形でお願いできればと思います。

原嶋委員長、よろしくお願いします。

○原嶋委員長 私が、実は先ほど申し上げたとおり、社会科学系の人間でございまして、環境社会というのは非常にマルチディシプリンの問題でございしますので、専門分野の多様性というのも非常に重要でしょうし、これまでのご経験ということもとても尊重すべきで、専門分野あるいはこれまでのご経験などの要素を考えまして、まず林希一郎委員にお一方、副委員長をお願いしたいと思っております。併せて、米田久美子委員にも副委員長としてご協力をいただきたいということで、お二人を推薦させていただきます。ご検討、よろしくお願いします。

○加藤 原嶋委員長から林委員、米田委員のご指名のご提案をいただきました。ご指名のありましたまず林委員から、お考えをお聞かせいただいてもよろしいでしょうか。

○林委員 ご指名いただきまして、ありがとうございます。皆様のもし賛同が得られるようであれば……。音声聞こえていませんでしたか。

○加藤 皆様のご賛同が得られればというところで、一旦切れております。

○林委員 そうですか。すみません。以上です。

○加藤 続きまして、米田委員からもお考えをお聞かせいただければと思います。

○米田委員 ご指名、ありがとうございます。

副委員長を既に2期務めておりますので、今回はと思ったのですが、1番最初の方に、ジェンダーバランスの視点から女性も一人というようなお話もありましたので、今回も皆様のご支持がいただければ、お受けしようかなと、今回、最後ということでお受けしようかなと思っております。

以上です。

○加藤 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様からのご意見をお伺いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○日比委員 異議ありません。

○加藤 ありがとうございます。

○日比委員 日比です。これでマイクも使えることが確認できました。すみませんでした。

○加藤 ありがとうございます。また追ってご挨拶のお時間を設けさせていただきます。

それでは、林委員、米田委員のお二方を副委員長に選任するというので、皆様、ご賛同をいただいたという結論でよろしいでしょうか。

○加藤 ありがとうございます。

それでは、林委員、米田委員、よろしくお願いいたします。お二方からそれぞれ一言、ご挨拶をいただければと思います。

林副委員長、よろしくお願いいたします。

○林副委員長 このたびはどうもご指名いただきまして、ありがとうございます。

すばらしい委員長、完璧な進行をいつもしていただいて、我々、あまりすることがなくて、メモばかり取っていますけれども、JICAの活動がより活発になっていくように、陰ながら支援させていただきたいと思っています。また、原嶋委員長からお話ありましたように、ワーキングがかなり重要な要素を占めておりますので、各ワーキングにご参加いただいている委員の皆様のご協力あってのということかと思っておりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○加藤 よろしくお願いいたします。

それでは、米田副委員長、よろしくお願いいたします。

○米田副委員長 ほとんど言うことは何もなくなりましたが、林副委員長と同様に、委員長がすごく頼りになる方なので、しっかり少しでもお役に立つように努めたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上です。

○加藤 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

以上で、委員長、副委員長の選任を了しました。

先ほど日比委員の接続がつながったということですので、日比委員からご挨拶、よろしくお願いいたします。

○日比委員 ありがとうございます。先ほど、失礼いたしました。日比保史と申します。アメリカに本部を置くコンサベーション・インターナショナルという環境NGOの日本法人の責任者をしております。

団体のほうは、途上国で環境保全に取り組んでいるのですが、日本法人は、その資金調達ですとか、あるいは政策提言というようなところを中心にやっております。主に生物多様性、それから気候変動あたりの分野を中心に活動している団体でございます。

それから、私個人としましては、もともと環境経済がバックグラウンドにあるのですが、コンサルタントとしてODAに関わったり、また、一時期、UNDP、先ほど掛川委員もおっしゃっていましたが、ちょうど同じ時期にニューヨークのほうにおりまして、そのとき、私はアジア太平洋地域を中心に関わったりしておりました。この助言委員会のほうは、助言委員会の前身の審査会のときから関わらせていただいておりますけれども、引き続きどうかよろしくお願いいたします。

ありがとうございます。

○加藤 よろしくお願いします。ありがとうございます。

それでは、ここから原嶋委員長にマイクをお渡ししまして、議事進行をお願い申し上げます。

○原嶋委員長 改めて、原嶋でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、お手元でございます議事次第に従いまして進めさせていただきますけれども、今回、新しくといいますか、4名の方、とりわけ、お二人の方は従前、ご経験もありますけれども、特に

お二人、阿部委員、奥村委員には全くの初めてでございますので、その都度、遠慮なくご質問等ありましたら、ご発言をいただければと思いますので、よろしくお願いします。

阿部委員もちょっと今回リモートで、最初からリモートでやりにくいかもしれませんが、よろしくお願いします。阿部委員、よろしいですか、大丈夫でしょうか。

○阿部委員 よろしく申し上げます。大丈夫です。

○原嶋委員長 じゃ、よろしくお願いします。

それでは、早速、お手元の議事次第に従って進めさせていただきます。

第1の開会が終わりましたので、続いてワーキンググループのスケジュール確認ということで、よろしくお願いします。

○加藤 事務局よりワーキンググループの予定につきまして、資料に基づいてご説明いたします。

次回の全体会合が9月7日の月曜日に予定されております。よろしくお願いいたします。

それまでの間のワーキンググループも予定されておまして、また、その後のワーキンググループ含めて、ご担当いただきます助言委員の皆様のお名前を記載しておりますので、この段階でもし不都合があったり、変更の必要のある日程等ありましたら教えていただくか、また後日にメール等で事務局、大石宛てに、変更の必要あればご連絡をいただければと思います。

以上です。

○原嶋委員長 よろしいでしょうか。リモートでご参加の皆様、もしご発言ありましたら、何らかの形でサインを送ってください。チャットとかお声とか挙手とか、いくつかあると思いますけれども、ご発言希望がありましたら、サインを送ってください。よろしいでしょうか。

それでは、次に移ります。3番目が、ワーキンググループの会合報告と助言文書の確定ということで、本日は1件ございます。インド国北東州道路網連結性改善事業ということで、この案件につきましては、米田副委員長に主査をお願いしておりますので、米田副委員長からご説明をお願いしてよろしいでしょうか。

○米田副委員長 それでは、インド国北東州道路網連結性改善事業（フェーズ5）のスコーピング案に対するワーキンググループの報告をさせていただきたいと思います。

ワーキンググループは、7月31日の金曜日に行いました。これはSkype会議で行っています。委員は、木口委員、源氏田委員、田辺委員と米田の4名です。

それで、この案件なのですけれども、インド国北東州というのは、インドの北東部、バングラデシュと隣接したような地域で、発展が少しほかよりも遅れているということ、特に道路整備が遅れているという地域だそうです。そこの地域のいろんな道路、既存の道路を改善して、つなぎ合わせ、連結が良くなるようにというプロジェクトですが、フェーズ1から始まって、今回はフェーズ5ということで、フェーズ1は2015年からやっています。ここのJICAの助言委員会で今まで何度も議論して、助言等を出してきた案件です。

今回のフェーズ5ですが、3か所の道路の部分についての改善事業です。その3か所というのがそれぞれ別の州にありまして、トリプラ州、アッサム州、メガラヤ州という3か所にあります。ほとんどは既存道路の改良・拡幅ということですが、一部に新設したりする部分とか、バイパスを造ったりというのがあります。

この3か所なのですが、インド政府側で詳細事業計画、DPRというものをもう既に策定済みとい

うことなのですけれども、それぞれの州によって、若干、調査等の進捗に差があるようです。事前に送られてきた回答表の2番というのを見るとわかるのですが、アッサム州とほかの州に関しては少し進捗が違って、今後のDFR以降のここの助言委員会でのワーキングとかが分かれてしまう可能性があるようです。

ということで、事業の助言に入ります。画面のほう、よろしいでしょうか。

最初が代替案なのですけれども、代替案がこの3か所、トリプラ州、アッサム州、メガラヤ州の3か所それぞれについて、トリプラ州とアッサム州については、バイパスの代替案が1か所とか2か所、それからメガラヤ州については、全体的な代替案という形で、別々に説明が行われています。

助言ですけれども、1番が、代替案の比較の中で、環境という項目があるのですけれども、その比較、DPRの作成がそれぞれの州で別々に行われているために、中身に統一性がない。特に環境という項目に関して、環境汚染の視点から出したものと、自然環境への影響から書かれているものと、ばらばらであるということで、全体を統一して両方の観点から比較して、記載してくださいというのが1番です。

それから、2番目として、代替案検討の比較のところですが、区間を選定するに当たって、非自発的住民移転の回避・最小化、当然これが優先されるべきなのですが、それがちゃんと図られているかどうかをDFRに記載してくださいという内容です。

それから、3番は、代替案の比較の中で、事業を実施する案と実施しない案という比較があるわけなのですけれども、実施しないとどうなるかということがいろいろ書いてあるのですが、実施した場合の影響というのがまとめて書かれていないということで、実施する案についても環境への正負の影響を検討し、DFRに記載してくださいというのが3番です。

それから、4番は、少し違う視点ですが、比較の中で、河川の横断等が少しあったりして、そういうところで道路が堰のようになって、流れが変わってしまったりとか、そういうことがあったりすると。それによって周辺地の農地とかに影響が出る場合があるというようなことから、助言として、事業地周辺の雨季の農地の表層水の移動による影響、そういうものを確認して、影響があれば、それを環境管理計画、モニタリング計画の中で対応を考えてくださいというのが、4番目の助言になります。

それから、環境配慮のほうですが、助言の5番として、保護区とか森林について、事業の影響に関して丁寧な調査を行って、その結果をDFRに記載してくださいということです。現在、まだスコーピング段階ということで、ちょっと調査が不足している部分がかなりあるので、そのあたりをきちんと調査してくださいということです。

それから、助言の6番ですが、この地域で「聖なる森（Sacred Forest）」というものがある場所が結構多い州があるということで、そういうものについてはできる限り避ける線形にするようにということが、6番目の助言です。

それから、社会配慮のほうですけれども、助言の7番目として、フェーズ5ということもありますので、これまでのフェーズにおける苦情処理メカニズムの運用状況を確認して、DFRに記載してくださいということで、過去の教訓をきちんと生かすようにしてくださいというのが、7番目の助言です。

それから、ステークホルダー協議・情報公開に関する助言ですけれども、8番は、現在、COVID-

19、コロナウイルスの影響で、もう既に事業の進捗は遅れつつもあるし、特にステークホルダー協議に関して、かなり難しいことになるだろうと、なっているという状況の中で、きちんと意見表明を希望する人の参加機会の確保、それから、ステークホルダー協議に十分に時間を確保できるようにすると、そういうことをきちんとやってくださいというのが、8番目の助言です。これは助言委員4名、それぞれ表現は違いましたけれども、4名それぞれから出た意見ということになります。

それから、助言の9番目として、事業に関する十分な情報が、指定部族、インドの中で先住民として指定されている指定部族を含む被影響住民に対して十分に情報が提供されるように、資料の提供を検討してくださいというのが9番です。指定部族については、ちょっと論点のほうでも1度お話をしたいと思います。

それから、助言の10番は、女性の識字率が低いというデータがありますので、これまでの経験を踏まえて、わかりやすい言葉で丁寧に説明するなど、特にCOVID-19の影響があるというこの現状の中で、可能な限りの配慮を検討して、こうした対策をDFRに記載してくださいというのが、10番の助言になります。

それで、論点のほうですが、論点に移ってよろしいでしょうか。論点のほうですけれども、論点、3つ、今回あります。

1番が、先ほどちょっと言いましたインド指定部族の取り扱いということになります。

インドの指定部族、Scheduled Tribeというのが、インドの中では、国内法の中では先住民族として扱われているということなのですが、JICAのガイドライン上の先住民族というのは、世銀のOP4.10というものに条件が4つ書かれていて、その4つの条件を様々なレベルで満たす人々ということで、ちょっとその様々な度合いというのが難しいのですが、そういう定義といえますか、それがあって、それとインドのScheduled Tribeの人がそれに該当するのかどうかということが議論になりました。また、指定部族以外に先住民族に該当する人たちはいないのかという質問もありました。

その中で、最初のフェーズ1の段階でやられたことというのが、今回のガイドライン改定のためのレビュー調査報告書に書かれていて、フェーズ1のときは、アイデンティティとか言語の問題とかで、そういう条件で先住民族と考えられる人たちがたくさんいるのだけれども、そういう人たちがその地域では大多数であるという状況で、普段の生活が主流な社会文化とは異なった制度とは言えないだろうと。

つまり、OP4.10の4つの条件のうち、一部は満たすけれども一部は満たさないような、そういう人たちなのではないかということで、先住民族がいるというふうに認められた場合には、JICAのガイドラインでも、先住民族計画というのをつくるようになっているのですけれども、そのフェーズ1のときは、そういう状況であるということで、RAPの中に先住民族計画を含めるような、そういう形のことを行いましたということが、レビュー調査報告にも書かれているという状況です。

そういう状況の中で、今回の場所でも指定部族がたくさんいる地域なのですから、その人たちがJICAのガイドライン上の先住民族に当たるのかどうかということころは、もう少し調査をして確認していくということになりました。そういう回答をいただいています。

それから、2番ですけれども、代替案検討について、今回3か所あって、それぞれ道路なので長い距離があって、事業の対象範囲は広い範囲というふうに考えられるわけなのですから、その中

で代替案検討が行われていた場所がかなり限られている。特に、3か所のうちの2か所については、バイパスの周辺だけ、バイパスの線形についての代替案検討のみということで、なぜその代替案を検討したのかと、ほかの部分はなぜ代替案の検討が必要ではないのかという、そのような理由の説明がなかったということで、そういう当該代替案検討をした部分を選択した理由を明確にすることが必要であると、そういう指摘がありました。

それから、3番目は、やはり時節柄といいますか、COVID-19の状況を踏まえたJICAの環境社会配慮の質の確保ということで、これはJICAのほうも問題意識として持っておられますし、我々委員も非常に懸念も示したところであって、感染の拡大防止とそれから環境社会配慮の質を確保ということを十分に考慮し、対応していく必要があるということです。

ワーキングの報告としては以上ですけれども、委員の方から追加コメントがあれば、お願いいたします。

以上です。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ワーキンググループにご参加いただいた委員、木口委員、源氏田委員、田辺委員、もし補足等ございましたら、コメントを頂戴できますでしょうか。木口委員、源氏田委員、田辺委員、もし補足などございましたら、ご発言をいただきたいと思います。いかがでしょうか。木口委員、源氏田委員、田辺委員、いかがでございましょうか。

○木口委員 米田主査、ご丁寧なご説明、ありがとうございました。私のほうからは特にございません。

○原嶋委員長 どうもありがとうございます。

源氏田委員、田辺委員、よろしいでしょうか。

○源氏田委員 はい。大丈夫です。

○田辺委員 大丈夫です。

○原嶋委員長 それでは、会議室とSkypeとで分かれておりまして、まずSkypeでご参加の委員の皆様、今、米田主査からご説明いただいた内容について、ご質問やコメントありましたら頂戴します。Skypeでご参加の委員、まず先行してご発言ありましたら、サインを送ってください。

○小椋委員 小椋ですけれども。

○原嶋委員長 小椋委員、お願いします。

○小椋委員 ご説明ありがとうございました。

ワーキングで交わされたコメント、質問、回答表を今、拝見しておるのですけれども、ちょうど54番目、米田委員がご質問された道路幅員についてちょっと教えてください。

将来的な拡幅される道路幅員は、18メートル、45メートルとか、いろいろと国道の格によって決まっているようなのですけれども、現道のいわゆるライト・オブ・ウェイの幅員というのは、何か決まっているものがあるのでしょうか。というのは、ちょっと気になっているのは、随分近いところに商店があったりという写真も、パワーポイントですかね、案件概要説明であったりするものですから、その部分が不法占拠になっていたりしないかなとかいう懸念がございまして、今、質問をさせていただいております。

○原嶋委員長 この件、説明、担当の方、どなたかコメントしていただいて。こちらのほうで対応

しますので、ちょっとお待ちください。

○西井 JICAの南アジア部南アジア一課の西井と申します。こちらのほうからご説明させていただければと思います。

既存部のライト・オブ・ウェイに関しても、一応規定等はあるのかと理解しておるのですが、ちょっとすみません、今、手元でその具体的な数字とか持ち合わせていないところではあります。ただ、現実として、必ずしもそのとおりになっておらず、経年の中でどんどんそこが削られていってしまったり、劣化の中で変わっている部分はあるのかとは思うのですが、一応、想定されているルールはあるのかなというふうに理解しております。もう1度そこは調査の中でも再確認を試みたいと思います。

○小椋委員 そうですね。じゃ、よろしく願いをいたします。今のご回答で十分でございますので、ただ、不法占拠しちゃっているとか、そうではなくて、土地の面積ですね、取得する面積が減ったりというような問題で、どうしてもトラブルになるのかなと思ひまして、懸念まででございます。じゃ、調査のほうで願いをいたします。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

ほかにSkypeでご参加の皆様、ご意見ございましたら、サインを送ってください。よろしいでしょうか。

○作本委員 作本ですが、よろしいでしょうか。

○原嶋委員長 作本委員、お願いします。

○作本委員 論点で取り上げた点をちょっとここでもう1回繰り返したいと思うのですが、指定部族というのは、やはり一般的に言われているところのインドのカーストの問題なのですよね。カーストに当たる部族を、インドの憲法上、指定しまして、その人たちの差別を解消するための策が、憲法の上部の構造の中で示されているというようなことがあります。

それで、特にこの地域は、いろんな部族が入っているだけでなく、政治不安、あるいは経済的に貧困者が集中している地域でありまして、これに対して、以前にこの案件を検討させていただいたときには、たしか指定部族に当たる人たちは補償を受けられると、より厚い補償を受けられるということを聞いたことがあるのですが、それは逆に補償を受けられない人との逆差別を生むのではないかという論点を以前、議論したことがあるのではないかと思います。

JICAさんが、ガイドライン上の先住民族に当たるかどうかについては、この確認が必要だろうという点は、私は同じなのでありますけれども、相手国の政府が憲法上で規定したような、こういう部族と全く違う考え方、柱を突きつけることは、検討は必要だと思いますけれども、それに対して補償額が万が一違う方法によるにせよ行うということは、本当に可能なのだろうかということを、ちょっと悩んでしまいますが、このあたり、もしご意見があれば教えてください。

逆差別の補償の件と、こういう憲法とはまた違う先住民族、判断を設定することの2点です。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは、担当者のほうからご説明をお願いします。

○西井 貴重なご意見をありがとうございます。

ご指摘のとおりでございます、インドの憲法の歴史の中で、この地域、いろいろな複雑な経緯もございます。もともと独立国であったり、いろんな経緯がある中で、この人たちの立場というものを守るということで、憲法として規定されてきたものでございまして、インドの社会の中で確立されてきた制度であることは間違いないと思います。

もちろん、インドの制度の中で配慮されているものを最大限、こちらとしても尊重しなければいけないですし、もちろん指定部族だろうが先住民族であろうが、指定部族の人に対して、最大限の配慮は確認をしていきたいと思っているところでございます。

ご指摘の逆差別のところは、確かにセンシティブなところではございます。指定部族をまとめている行政機関である指定部族の評議会というようなところ、要は、こういう指定部族の取り扱いに関して、日常から特例的に自治組織がございまして、その中で制度を運用しているのでございますが、彼らが、そういう指定部族に対する配慮とかは、実際もうずっと歴史上やってきた経緯がございまして、ですので、私どもの考え方としては、補償の選定に当たっては、彼らと密に相談しながら、どういう補償をするのが逆差別に当たらないのかということは、よくよく議論して、相談していきたいなというふうに考えております。

彼らの考え方と違う先住民族を指定することができるかどうかというのは、もし指定するのだとすると、それはそれで説明しないといけないのだというふうには思っておりますが、そこはちょっと実際に相談してみないと、この関心というのは、どれぐらいのインパクトがあるものなのかというのは、ちょっとまだわかり切っていないところではございますが、補償の内容の中でも、どれぐらいの差別が、差異を設けていくのかというところのバランスは、いずれにせよ、向こうの自治体の経験ある方々に相談して、決めていきたいなというふうに考えているところでございます。

○原嶋委員長 作本委員、いかがですか。

○作本委員 ありがとうございます。

今お話しされたように、自治組織の長にこの指定部族に該当するかどうかの判断裁量権があるということを以前にも聞きまして、そこについて実際に現場でも確認されるということは、とてもありがたいことだと思いますので、大変な仕事でしょうけれども、よろしく頑張ってください。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

鋤柄委員、お願いします。

○鋤柄委員 案件の内容とはやや外れるのですがけれども、全体の説明資料のほうにありましたスケジュールを拝見すると、スコーピングに関するワーキング開催自体は一月遅れています。そのワーキングに直ちに引き続いてドラフトファイナルの作成が予定されていて、これは8月からスタートということになっています。現時点で、これだけ遅れていて、かつ助言で「しっかりと調査をするように」という項目がかなり多いので、時間がかかると思います。今の時点での想定スケジュールは全体としてどれぐらい後ろにずれるのか、その見通しを（パンデミック下では今後ともこういうことはよくあると思いますので）参考までに教えていただけると大変ありがたいのですが。

以上です。

○原嶋委員長 西井さん、お願いします。

○西井 スケジュールに関しましては、ご指摘のとおり、いろいろと不確定要素が多いのが、正直

なところでございます。

先ほどご説明していただいたとおり、3区間が対象ではございますが、1区間のあるアッサムに関しましては、作業が、もともと準備をかなり前広にやっていたということもありまして、比較的進んでいて、情報が比較的取れているという状況がございます。

今のところの想定は、回答表も書かせていただいておりますが、9月にDFR段階の助言委員会ワーキンググループで、10月に助言委員会の全体会合を想定したいなとは思っておりますが、ここはひとえに調査がどれぐらいちゃんとできるか、インド現地がちゃんとどれぐらい動いてくれるかということもかなり左右されるとは、思っているところでございます。

残りの2区間に関しましては、やはり現地の動きがかなり難しい状況もございますので、まだ今の時点ではスケジュールが立て切れていないというところでございます。いずれにせよ、これは切り離して、少しもう様子を見つつ、進めていくしかないかなというふうに考えているところでございます。

○原嶋委員長 鋤柄委員、よろしいでしょうか。

○鋤柄委員 はい。ありがとうございました。

○原嶋委員長 錦澤委員、聞こえますか。

○錦澤委員 はい、聞こえております。

○原嶋委員長 ご発言、よろしくお願いします。

○錦澤委員 助言案のほうの6番目の源氏田委員からのご指摘の点ですけれども、JICAのご担当の方に答えていただくのがいいかと思いますが、伝統的な宗教の信仰に基づき保護されている共有林、「聖なる森」という、Sacred Forestについて、配慮してくださいという指摘で、これは保護区とは異なるというふうな回答がされていたのですけれども、この「聖なる森」という、こういうSacred Forestとか、あるいはSacrednessみたいなことが、先住民族との関係が多いのでしょうかね、しばしば出てくることがあるんですけれども、ちょっと位置づけがよくわからなくて、こういう「聖なる森」というのは、何らかの文書なり計画なり、場所が明記されて明らかになっているようなものなのでしょうか。質問です。お願いいたします。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

じゃ、西井さん、お願いします。

○西井 「聖なる森」に関しましては、ご指摘のとおり、森林区分のほうのものではなくて、なので、正確な行政区分というものものではないというふうに理解しております。これは、必ずしも指定部族に限った話ではないというふうに理解しておりまして、村落ですとか氏族ごとに森を保持している、伝統的な宗教に基づいて保護されている共有林みたいなものというものかと思います。そこでの伐採などを禁じられているといったような、村の共同ルールみたいなもので管理されていると理解しております。

これは地図上にプロットされているものというよりは、州政府ですとか森林局などに聞いていけば、ある程度の区画が把握できるというような類いのものだというふうに理解しておりまして、それをそれぞれ確認していくしかないのかなというふうに考えております。

○原嶋委員長 錦澤委員、よろしいでしょうか。

○錦澤委員 ありがとうございます。

ある意味で、こういうSacrednessみたいなものというのは、行政文書とかに書かれていないものでもありますけれども、地域住民ですとか、あるいは現地の方にとっては、そういう行政文書に書かれているものよりも、より重要度が高い場所であるという可能性もありますので、この指摘はすごく大事だと思うのですけれども、そうであるとする、逆に場所が明らかになっていないという点で、後になって、共通認識がなかなかしにくいという点がありますので、恐らく現地の方の聞き取りを丁寧にするとかいうことをしたうえで、どの辺りの場所なのかというのを、少し意識的にクリアにしておくということが重要になるかなと思いますので、可能であれば、ご配慮をいただければというふうに思います。

以上です。

○西井 了解いたしました。確認して参りたいと思います。

○原嶋委員長 ほか、Skypeでご参加の委員、ございますでしょうか。

○作本委員 作本ですけれども、もう1回。

○原嶋委員長 じゃ、お願いします。簡潔にお願いします。

○作本委員 助言案文の8番なのでありますけれども、COVID-19の下でステークホルダー協議を行う場合に、この2行目に、少人数での会合の回数を増やすことや何々などを検討することと書いてあるのですが、基本姿勢として、少人数にせよ、このステークホルダー協議の回数を増やすことをお勧めになっているのでしょうか。

先日、包括検討で勉強させていただいた時の内容等からいきますと、たとえ労働というか仕事に関わるコンサルの人たちの労働衛生の問題、あるいは協議に集まれるところの参加者の安全を考えますと、やはりちょっと4行目に、気になるのですが、「参加機会の確保および参加の方法を検討すること」ということで、少し膨らましたほうが、ただの回数を多くやれ、集まらなければ話にならないよというふうな形での説明は、今のこの段階ではちょっと厳し過ぎるのではないかなというふうな気がいたしますが、いかがでしょうか。8番についてです。

○原嶋委員長 米田主査、聞こえますか。今、回数を増やすということがちょっと逆に負担があって、そのあたりについてご指摘がありましたけれども、何かレスポンスありますか。

○米田副委員長 これは例示として示しているということなので、特に回数を増やせと言っているわけでもないのですが、参加方法の検討というものを追加するという、「参加機会の確保」のところですね、「および参加方法を検討すること」というような修正をすることは良いかなと思いますが、いかがでしょうか。ワーキングのほかの委員、いかがでしょうか。

○田辺委員 田辺です。よろしいでしょうか。

○原嶋委員長 田辺委員、お願いします。

○田辺委員 「必要に応じて」という枕言葉がついていますので、まず、その必ずしも回数を増やすことを前提としたものではないということです。それから、そもそも大規模集会ができないので、適切なグループディスカッションなりが既に回数的には増えているという現状が、ワーキングのときには確認されていたかと思います。なので、ご懸念の部分というのは必ずしも当たらないのかなというふうには考えております。

それから、「参加機会の確保」というのは、ちょっとどこにかかってくるかというと、むしろ意見表明を希望する人が参加できるように、つまり、小さい会合ですと、結局JICA側が選定した人と

の協議だけになってしまう可能性があるんで、きちんとそれ以外の意見を表明したい人が自ら意見を表明できる場を、その小グループディスカッションに加えてつくってくださいという趣旨なので、文章上、もしちょっといじるとしたら、単に付け加えるだけでは難しいかなと思います。

なので、私としては現状維持でよろしいかと思います。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

作本委員、今、いくつかレスポンスされましたけれども、増やすということは例示的な列挙ですので、本質的に重要なところは下の部分ということで、原案どおり進めるという意見もありますけれども、いかがでございましょうか。

○作本委員 やはり今の2行目、田辺委員からおっしゃって、必要に応じて回数を増やせということが書いてありまして、むしろ減らす方向のことは全く前提に考えていないような表現になっていますね。より、今までの考え方に立って、ステークホルダー協議をできるだけ少人数にせよ回数を増やせというところに、これはかかっているのではないかと思いますので、今の田辺委員のご説明は、増やすことやという例示かもしれないのですけれども、やはり気になることです。

あと、後半の文章のところでも、参加機会の確保を検討する、やはりこれも少人数であれ大規模にせよ、回数を増やせと。より良い今までの協議のやり方で、丹念にやりなさいというふうに私は読めてしまうのですが、今のこの非常事態下において、インドも相当コロナが広まっておりますので、やはりその方法も含めて、むしろコンサルが行かないでも、それ以外の方法が可能ならば、いろいろ検討する必要があるのではないかと。ただ回数を増やすというふうに表現してはならないように見えるかもしれないけれども、やはりこの文章から見ると、そちらに一方的に寄りかかっているのではないかという印象を持つのですが、文章からいかがでしょうか。

以上です。

○原嶋委員長 作本委員、逆に、何か修正すべきポイントを具体的にご指摘いただけると、大変ありがたいのですけれども。

○作本委員 先ほどちょっと申しましたけれども、「参加機会の確保」、これは大事なのでありますが、「およびその方法を検討すること」という、さっき田辺さんから否定されてしまいましたけれども、「およびその方法を検討する」ということで、より具体的に、物理的にこの協議の機会を持たなくても、ほかの方法が可能ならば、それで行うということで、膨らみを持たせたほうがいいのではないかと。でないとすると、コンサルの方はともかく回数をやらなければいけないという、物理的な方向に押しやられるのではないかというふうな印象を持っております。いかがでしょうか。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

田辺委員、いかがですか。

○田辺委員 すみません。実はこの文章は、「少人数での回数を増やすこと」や、「相談窓口を設置すること等により」参加機会の確保を検討することになっているので、ちょっと手法はその前なのですよね、「等」の前なので、「回数を増やす」という表現がまずいのであれば、会合の回数を検討すること……ちょっと変ですね。すみません。必要に応じて少人数での会合を開催すること、が良いのではないかと。

○原嶋委員長 じゃ、少人数での会合の方式を採用するとか、そういう形でよろしいですか。

○田辺委員 そうですね。そういうほうがいいと。

○原嶋委員長 少人数での会合の方式を採用することや……。

○田辺委員 そうですね。

○原嶋委員長 ちょっと「必要に応じて」と「少人数」の間に点を入れてくれませんか。そこです。

作本委員、いかがですか。方法については、前の部分で例示的にワーキンググループの中で出た具体的な案を列挙して、本質的なところは、後段にありますとおり、実質的に参加を確保するというところにポイントがありますので、ワーキンググループでの議論を尊重して、若干の修正はしましたけれども、誤解を避けるために修正しますけれども、今、画面にあるような文章でいかがですか。

○作本委員 私も置き場所を間違えたような感じがありまして、田辺委員のあれは、今、委員長のご指示のとおりでより良くなると思う。ただ、大事なのは、JICAさんの事務局のコンサルへの指示の方法でありまして、これについてどうされるか、もしお考えがあれば、JICA事務局のほうからも、今後のやり方について何か考えていることがあれば、教えていただきたいと思います。

○原嶋委員長 じゃ、一応、助言文としてはこういう形でご理解いただいたということではよろしいでしょうか、作本委員。

○作本委員 はい。もちろん、文章を直していただいたので、十分よろしいかと思います。

○原嶋委員長 それでは、西井さん、今後のステークホルダーミーティングの方式などについて、今考えているところがあればお示しください。

○西井 これ、増やすべきか減らすべきか、どちらを取るべきかは正直、なかなか難しいところではございますが、あくまで増やすというのは一例であって、本当に意見を言いたい人の機会を奪わないように工夫をするという趣旨だと受け取っております。

もちろん、私ども、大規模な集会はできないのですが、個別訪問とか小規模グループの中でできるだけヒアリングをしますし、意見聴取をしていきたいと思っていますので、結局、そういう意見を持っている人たちが、やっぱり物理的に集まらないと意見が聴取できないのだったら、増やさざるを得ないのかなと思いますし、ほかの方法があるのであれば、それを優先するということで、ちょっとケース・バイ・ケースで検討させていただくしかないのかなというのが、すみません、玉虫色の回答で恐縮ですが、今の感触でございます。

○原嶋委員長 作本委員、今、現状についてご説明がありましたので。

○作本委員 実施するうえでいろいろご苦労あると思います。今のような柔軟性を持たせたお考え方、十分納得いたしました。ありがとうございます。すみません。

○原嶋委員長 それでは、一旦、会議室のほうに戻して、会議室ご参加の委員の皆様からご質問、コメントありましたら、お願いしたいと思いますけれども。

松本委員、お願いします。

○松本委員 7番目の社会配慮について、担当されたワーキングの委員に伺いたいのですが、「運用状況を確認し」ということが書いてあります。これはDFRのときに仮にワーキンググループを担当した場合、この運用状況に何が書いてあったら、DFRのときに議論できるかということを考えると、運用状況だけだとちょっとよくわからないなと思っていて、このワーキングのときにどのような議論があったのか、もしできれば運用状況の中に、括弧、例えば何とか何とかなどというふうに書いてあったほうがいいかな。

なぜならば、例えば苦情を出した人の数とか、あるいはその内容であるとか、そういうものを含

むのか、そしてもしゼロだった場合、それは問題がなかったのか、苦情処理が上手く機能していないからなのか、そういうことを判断する必要があると思うのですが、ここでワーキングの委員が発言された意図として、この運用状況というのは具体的に何かイメージをされているのか、その点について教えてほしいのですが。

○原嶋委員長 田辺委員、木口委員、ご回答をお願いしますか。田辺委員、お願いします。

○田辺委員 個別の質問、回答表では57番が該当しているのですが、一部の被影響住民より苦情を寄せられましたが、苦情処理メカニズムを通じて解決済みという報告を受けておりますが、詳細について確認いたしますということだったので、実はその苦情の内容はまだJICAのほうでは確認をできていないという状況なので、我々もドラフトファイナルに何を送ればいいのかということは、明確にできない状況かなというふうに思っているのですが。

○松本委員 ありがとうございます。

とすると、この運用状況というのは、何か数が書いてあって、処理済みとかというのではなくて、苦情の内容およびそれに対する対応についてのナラティブなものが欲しいという、そういう意味だと、何となく運用状況という言葉だと、非常に苦情件数何件、処理済み何件、検討中何件みたいなものも運用状況になってしまうので、少し今の田辺委員が指摘したかったことが、括弧でもいいのですが、書かれたほうがいいのではないかなというふうに思います。これは担当されたワーキングのお二人の意見を尊重したいと思います。

○原嶋委員長 田辺委員、レスポンスございますか。

○田辺委員 運用状況、括弧、苦情内容や対処方法の適切性ですかね、など、括弧閉じて。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

○田辺委員 木口委員、いかがでしょうか。

○木口委員 ありがとうございます。確かに運用状況というと、そういうことになるかと思っておりますので。ご指摘ありがとうございます。あと、修正は括弧内で良いかと思っております。

○原嶋委員長 米田主査、確認よろしいでしょうか。

○米田副委員長 ありがとうございます。より明確になったかなと思っております。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは、ほかに会議室の委員、ございますか。奥村委員。

○奥村委員 論点のところの1ポツのインド指定部族の取り扱いの最後の文章についてご質問なのですが、これは恐らくJICA様に答えていただいたほうがいいのかと思うのですが、最後、先住民族にあたるか否か確認の上ということなのですから、この確認して、最後、あたるかあたらないか判断するというのは、調査団が実施するということになるのでしょうか、それとも調査団から得られた情報を基にJICAさんのほうで判断するのでしょうか。あともう1点が、その判断した結果というのは、何かDFRとかに反映されたりするのでしょうか、ただそれはそれで判断はして、DFRには載せずにという形になるのでしょうか。

ちょっと懸念しているのが、DFRとかに載せてインド側に見せたときに、何か違う定義みたいな、指定部族はJICAガイドラインで照らすと先住民族じゃないですみたいな、DFRに載せて提示したときに、何か変なハレーションとか生じないかなと、ちょっとふと気になったところもありまして、その2点、まずはその判断、誰が判断するのかというのと、結果をどう扱うのかというのを、ちょ

っと教えていただければと思います。

○原嶋委員長 ご担当の西井さん、お願いします。

○西井 ありがとうございます。

1点目の判断ですが、調査団が判断するわけではなくて、調査団の情報に基づいて、JICA内で、私どももそうですし、審査部とも相談しながら判断させていただくというふうに理解しております。DFRに載せるか載せないか、今、正直載せることを考えておりませんでした。それを踏まえた対応をさせていただくということで、反映させていただこうと思っておりました。

もちろん助言委員会でこの議論はいずれにしてもご報告させていただいて、議論させていただくことになると思います。ご指摘のとおり、先住民族だと決めたら、インドにそれはちゃんと話して交渉していかないといけないのだと思うのですけれども、そうではないといったときに、ハレーションというのが、正直必要なというのわからないところもありますし、ネガティブなインパクトというのをあえて与える必要があるかなというのは、正直感じるころでもあります。

インド側に関しては、どちらかというと、ガイドライン上で言う先住民族かどうかというよりは、指定部族の人に対する配慮がちゃんとされているかということのほうが、気にするところだと思いますので、その実のところでは、いずれにせよ、どちらであろうがJICAとしてはやるつもりではありますので、そこを説明していくということなのかと。形式論としての定義というよりは、中身でこういうちゃんと配慮を、そちらの指定部族の評議会と相談して、こういう対応をやりますよということでもいいですねという確認をしていくつもりでいました。

○奥村委員 ありがとうございます。私も同じようなことをちょっと考えていたので、そういう感じなのだなという確認です。ありがとうございます。

○原嶋委員長 ちょっと1個だけ確認したいのですけれども、セーフガードポリシーのOP4.10ですけれども、今のセーフガードポリシーだと構造が変わっているんで、このままでよろしいのでしょうか。表記上の問題だけちょっと確認なのですけれども、ESSとかなっていると思うので、それだけちょっと確認。

内容的には引き継いでいるとは思っているのですけれども、ただ、ちょっと詳しくはないのですけれども、セーフガードポリシーが変わったときに、同じように先住民に入るとか入らないとかっていろいろ議論があって、言葉もいろいろ練られているので、ちょっと表記上の問題だけ確認させてください。

○加藤 審査部の加藤です。

実際の今の運用について申し上げますと、JICAのガイドライン改定のプロセスで新しいESFに基づく適用の仕方のところは議論しておりますので、この改定がなされるまではOPを適用しているというところがございます。ただ、確かにこの論点とか、公開される文書でそのような言及を行うかというところは、議論があるかなと思いますので、例えば、「世銀セーフガードポリシー上の」というような書きぶりに変更するというのは、一つ考え方としてあるかなと思います。

以上です。

○原嶋委員長 じゃ、その点をちょっと確認、内容的には皆さん理解されていると思いますけれども、差し支えのない表記をちょっと確認してください。

それでは、ほかにご意見ございますでしょうか。ありましたら。

○谷本委員 谷本ですが、よろしいですか。

○原嶋委員長 谷本委員、お願いします。

○谷本委員 すみません、もう最後の最後ということで。助言のナンバー4、4番目のちょっと言葉の使い方で気になるのですが、4番、出していただけますか。

○原嶋委員長 どうぞ。

○谷本委員 4番の「農地の表層水の移動」って、「表層水」という言葉を使われているのですけれども、雨季の場合でも農地に層をなすような水は流れないと思いますので、これは「表流水」、表を流れる水に直されたほうがいいのではないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

木口委員、多分、サーフェイスウオーターということだと思うのですけれども、表現の変更のご提案ですけれども、いかがでしょうか。

○木口委員 これ、提案した際にもちょっと専門用語があればということで、皆様にもお伺いしたのですが、特段、ご意見がなかったんで、そのままになってしまったのですが、確かに層をなすという、場合によっては大雨が降ったとき、多少あるかと思えますけれども、表現としては「表流水」のほうが正しいかと思えますので、変更、ご指摘ありがとうございます。

○原嶋委員長 米田主査、よろしいでしょうか。

○米田副委員長 「表流水」でいいと思うのですが、「表流水の移動による影響」というところが少し、意味がわかりますでしょうかとちょっと思いましたが、事業地周辺の雨季の農地の表流水への影響とか、そういう言い方でどうでしょうか。

○原嶋委員長 これは表流水による影響、水が動くことによる影響ですので、ちょっと抽象的な感じはしますが、特に、これから具体的な影響は特定していただくということであれば、これでもいいかと思うのですけれども、水が動くことそのものというよりは、水が動くことによる影響を指しているというふうに読めますけれども、木口委員、いかがですか。

○木口委員 ご指摘のとおりで、水が動くことでの農地への影響を考えておりました。

○米田副委員長 表流水の変化ですかね。

○原嶋委員長 多分、雨季ですので、水があふれたり……

○米田副委員長 変化による影響。

○原嶋委員長 多分、雨季を想定されていて、水が大きくオーバーフローしたりとか、水が出たときなんかは、周辺に及ぶ影響なんかをイメージされているように読み取れますけれども、いかがですか。

○木口委員 はい、そうです。

○米田副委員長 それが道路によって変わるという、道路工事によってそこに変化が起きることの影響ということだと思いますので、やはり、表流水の変化による影響でどうでしょうか。

○原嶋委員長 わかりました。

どうですか、木口委員、いかがですか。確認ですけれども、「農地の表流水の変化による影響」と。

○木口委員 はい。「変化」で結構です。ありがとうございます。

○原嶋委員長 ありがとうございます。担当部のほう、よろしいですか。

ほかにございますでしょうか。

○石田委員 石田です。よろしいでしょうか。

○原嶋委員長 はいどうぞ、石田委員、お願いします。

○石田委員 論点のほうなのですが、論点の2番で、この部分の環境社会影響面を含めて当該部分を選択した事由を明確にすることが肝要であると、非常に重要なご指摘がなされていて、論点に置かれることに何の異論もないのですが、非常に重要なこの事柄が、前半の、事業対象範囲が広いプロジェクト等において代替案検討の対象区間が限定される場合というふうに、後半の非常に重要な指摘は、前提があって、事業対象範囲が広くて、かつ代替案検討の場所が狭いところだというふうに限定されているのですが、これはどう理解すればいいのでしょうか。ちょっと理解の仕方がよくできなくて、すみません、教えてください。

○原嶋委員長 米田主査、お願いします。

○米田副委員長 私のほうから少し説明しますが、必要であればJICAのほうからもまた追加していただければと思います。

これは先ほどもちょっと申しましたが、事業自体は道路の工事ということで、100キロにはならないけれども、何10キロかの工事区間があるわけなのですが、その中で代替案検討が、例えばバイパスの場所、交差点というか、都市の周囲だけ数キロの部分だけの代替案検討というような事例だったということで、もっと全体の線形の代替案検討というのがないのですかというのが、今回の事例の場合です。それがなぜバイパスのところだけ、ほんの数キロだけの代替案検討だけになってしまったのかというところを明らかにしてほしいという意味で、こういう表現になっていますが、わかりますでしょうか。

以上です。

○石田委員 米田主査、ありがとうございます。ということは非常に長い区間であるにもかかわらず、ところどころというか、非常に短い、例えば都市部を通るだとか、山間部を通るかということのところだけを選定して、代替案を検討しているということであれば、環境社会影響を含めて、そこはきっちりやってくださいということなのですね。

ただ、今おっしゃっていただいたのは、非常に広い範囲のところ、長い距離、例えば100キロとか200キロをやるのであれば、100キロ、200キロ全体の代替案ルート、ルートA、ルートB、ルートC、それぞれ100キロ強の長さを持つ3つなりの案を、比べなきゃいけないのではないのですかというふうにも聞こえてしまうのですが、どっちなのでしょう、それとも両方なのでしょう。

○原嶋委員長 米田委員、お願いします。

○米田副委員長 ご質問の意味を私がちゃんと理解したかな。そのどっちというところが……。

○原嶋委員長 じゃ、確認します。簡単に言いますと、この元の文が、代替案検討と対象となる区間が一部分に限定される場合に問題になると。一部分に限定された場合に、今の文章ですと、その部分を選択した理由を述べよと言っていますけれども、もう一つの選択肢としては、全ての部分について代替案を示せと言っているのか、その二つのどちらなのかというご質問なのですね。

一部分を選択した理由を示すというのが一つ、もう一つは、一部分じゃなくて、全てのルートで

あるルートについてやるべきだということを提案しているのか、どちらの趣旨を含んでいるのかというようなご質問なのかもしれませんが。

石田委員、そんな感じですか。

○石田委員 委員長、ありがとうございます。

それで、もし仮に、代替案検討の対象となる区間が比較検討される場合には、環境社会影響等を含めて、当該部分を選択した事由を明確にすることって、これは非常に重要ですけども、論点になるほどのものかなという気もしないのですね。

そうでなくて、今、米田主査がおっしゃっていたように、事業対象範囲が広いプロジェクト等においては、100キロあれば、100キロで3本とか4本、線を引いて、100キロ単位で、100キロごと、100キロA、100キロB、100キロC、100キロDを比較しなさいというのであれば、それは意味のある論点だと思うんです。

だから、その意味も込めて、ここで行われていることが、このままだと、2はそうだけれども、それは特段論点で挙げられるようなものなのかがちょっとわからなかったのので、教えてほしいなと思ったんです。

ついでに言うと、今まで見てきた道路案件では、長い100キロあっても200キロあっても50キロでも、その中で本当の代替案選択っていつも一部だけですよね、都市部を通る。つまり、クリティカルな部分だけを比較していると。山間部を通る、地盤が脆弱なところを通るというときに比較するとか、そういうことなので、通常は代替案検討はいつも区間は限定されているんです。

だから、それ自体は何も奇異に感じてなかったのので、今回この文章を読んで、わざわざ対象となる区間が限定される場合ということを取り上げられて、かつ環境社会面を含めて選択した事由を明確にすることということを持ち上げられていた理由が、ちょっとまたわからなくなったのでというのがあります。

○原嶋委員長 こちらで承りまして、ちょっと審査部に確認ですけども、今まで、例えば道路の場合に、全てについて一部だけということではなくて、ケース・バイ・ケースで、ほとんどの路線について代替案を示されているケースも多分あるだろうと思いますし、先ほど石田委員からありましたように、状況によっては、本当にクリティカルな部分だけ代替案を示して検討している場合もあると思いますけれども、そのあたりの事実関係はいかがですか。

○加藤 事案の性質と、検討のフェーズによってアプローチは異なると思いますけれども、送電線のような形で新規にルートをつくって検討するというような場合には、全線にわたって選択肢があって代替案検討する場合もあれば、現道拡幅のような形、これ加え一部新道建設みたいな事業のある場合には、それは当然、現道のところはかなり選択肢は少なく、F/S段階での代替案検討は限定的となると思われます。恐らく詳細設計の段階になると、周りにある非正規の露店とか住居の状況等も含めて、細かい代替案検討がまたそこでなされるものだと思いますけれども、F/S段階ではそこまでは特に取り上げることはなく、おっしゃられたように、都市部の特にクリティカルな部分について取り上げて、分析をするというような選択肢があるかと思います。

今回の議論においては、そういったところの理由をやはり明確にして、クリティカルなところだけを挙げた理由をきちんと整理しておくべきだというのが、論点で改めて示されたと理解しております。

以上です。

○原嶋委員長 石田委員、いかがですか。要は、なぜクリティカルかということを示せということなのですから。

○石田委員 わかりました。JICA事務局の側で、これが論点として意味があるのだということであれば、もちろん賛成ですし、特に読んでいて、環境社会影響面を含めてというところが、ひょっとしたらポイントがあるのかなというふうにも理解いたしました。ありがとうございました。

○原嶋委員長 今、先ほどありましたように、一部だけ選んだ、クリティカルなところを選んだ、なぜそこがクリティカルかということを確認してほしいということで、論点として挙げていただいたというふうに理解しておりますので。

米田委員、よろしいでしょうか、原文のままです。

○米田副委員長 私はこのままでいいと思いますが、もともとの提案者でもある田辺委員が先ほどちょっと発言されようとしていたので、田辺委員がもし何かあればお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○原嶋委員長 田辺委員、お願いします。

○田辺委員 大丈夫です。このままでいいです。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

○石田委員 一つだけよろしいですか。

○原嶋委員長 はいどうぞ。

○石田委員 重要なことなのですが、当該部分を選択した事由を明確にすることが肝要であるというのは、あまりにも通常やるべきプロセスのことを確認している提案のように聞こえるので、そこにもしこれを論点として取り上げるのだという強い意思があるのであれば、もう少し何か、すみません、加えていただけると、私のような外部者にはよくわかるのですが。すみません、外部者の理解のためです。ごめんなさい。

○田辺委員 これを論点に挙げていただきたいというふうに提案した理由としては、こういった特に長い道路案件について、いつも短い距離の部分で代替案はなされているのですが、そこを代替案として指定した理由が大抵書かれていなくて、それで毎回、我々が質問していくという、そういう作業を繰り返すことになるので、それは最初から説明を書いていただきたいという、そういうお願いです。

○石田委員 わかりました。田辺委員、非常に明確なご説明、ありがとうございました。委員長、私、理解できましたので、ありがとうございます。

以上です。

○原嶋委員長 どうもありがとうございます。

それでは、おおむねいろいろ議論が尽くされたかと思えますけれども、まず助言文について今ちょっと確認のため……

○作本委員 すみません、作本ですが。

○原嶋委員長 はい、どうぞ。

○作本委員 蒸し返すようなことになって、申しわけない。

論点の1で、先ほど世銀OP上のというふうなご意見を事務局から出されたのですけれども、OP

というのが下から3行目にも、OP4.10というので具体的に書かれていますので、これ、下のほうは直さなくて大丈夫でしょうか。

○原嶋委員長 それは全体として整合を取っていただきますので、大丈夫。それは全体として最終的に整合性を保っていただきます。

○作本委員 わかりました。

○原嶋委員長 個々の点はお引受けします。

まず、助言文について、念のためちょっと確認させていただけますか。すみません。3つぐらい直したのですね。

米田主査、確認をお願いします。

まず、4番目の項目で、「表流水の変化」ということを1点修正しました。

次、回してください。

7番目で、括弧の中に具体的な事例を挿入しました。

3つ目が8番で、「少人数での会合の方式を採用すること」という形で、表記を改めました。

次、回してください。

一応、助言文ではここまでの3か所の修正ですけれども、米田委員はじめ、ワーキンググループの委員の皆さん、こういう形で確認していただきたいと思いますけれども、いかがですか。

米田委員、源氏田委員、木口委員、田辺委員ですか、よろしいでしょうか。3か所ですね。

○木口委員 異存ありません。

○源氏田委員 これで結構です。

○原嶋委員長 米田主査、よろしいでしょうか。

○米田副委員長 結構です。

○原嶋委員長 じゃ、まず助言文について、こういう形でほかの委員の皆様から、もし最終的に何かご意見がありましたら。

特になければ、一応、助言文は……

○長谷川委員 長谷川です。

○原嶋委員長 はい、どうぞ。

○長谷川委員 どうしてもちょっと気になっていることがあるので、確認させてください。

4番は、木口委員の4番目の助言ですけれども、木口委員がちょっとおっしゃったときに、何への影響かというときに、農地への影響と、こう言ったような気がしたのですけれども、ここはどこへの影響というときに、農地へのということをはっきり言わなくていいのかということなのですが。私の勘違いだったら、すみません。

以上です。

○原嶋委員長 木口委員、ありますか。逆に、農地に特定し過ぎちゃうと、良くないような気もするのですけれども、木口委員、いかがですか。

○木口委員 事例としましたら、恐らく道路が堰のような状態になって、カルバートを設けたりしても、どうしてもミクロの部分で影響を受ける農地ですとか何らかの土地が出て、住民の生活に影響が出るのではないかとこのところを懸念して、こういう形で出させていただいたので、農地への影響を1番気にはしているのですが、確かに農地と限定しないで、このままで出させていただいた

ほうが良いかなと思っているのですが、いかがでしょうか。

○原嶋委員長 長谷川委員、逆に、今、スコーピングの段階ですので、農地に限定せず、今後、影響について特定してほしいという趣旨ですので、現在の表現でいかがですか。

○長谷川委員 疑問が晴れました。ありがとうございます。

○木口委員 ありがとうございます。

○原嶋委員長 それでは、一応、ほかになれば、助言文そのものは今直した形で確定をさせていただきたいと存じます。いかがでございましょうか。

それでは、一応、助言文はこれで確定させていただきます。

先ほどありましたけれども、論点についてのセーフガードの表記については、ちょっとテクニカルな問題がありますので、事務局でもう1度確認していただいて、今、現状で適切な表現に変えていただくということで、これもそもそも事務局での作成文書ですので、それを要請するということでしたと思います。いかがでございましょうか。

○加藤 承知いたしました。ありがとうございます。

○原嶋委員長 あと、ご担当のほうで何かありますか。よろしいですか。

ということで、ちょっと時間がだいぶ押してしまいましたけれども、こういう形で助言文の確定と論点の作成ということで終えたいと思いますが、最終的に何かご発言ございましたらお願いしたいと思いますが、まず米田主査、最終的に確認、よろしいでしょうか。

○米田副委員長 結構です。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。それでは、一応、こういう形で確定ということで、この議題は締めくくりとさせていただきたいと思います。

○米田副委員長 ありがとうございます。

○原嶋委員長 それでは、ちょっと会議室のほうが換気などの必要がありますので、一旦、約7分、4時再開ということで、会議室の休憩させていただきたいと思いますので、Skypeでご参加の委員の皆様も休憩ということでお願いします。

午後3時53分休憩

午後4時00分再開

○原嶋委員長 4時になりましたので、再開したいと思いますけれども、Skypeでご参加の委員の皆様、音声は入っていますでしょうか。よろしいでしょうか、どなたか。

○原嶋委員長 それでは、再開させていただきます。

それでは、その他ということで1件ございます。モルディブの新型コロナ危機対応緊急支援借款の件についてのご報告でございます。

それでは、ご担当の方、よろしくをお願いします。

○宮田 南アジア部モルディブ担当課長の宮田と申します。今日はよろしくお願いいたします。

今回、環境社会配慮ガイドライン上の緊急時の措置を適用ということで、ご報告をさせていただきます。

ペーパーの1番でございます。

モルディブに対する新型コロナ危機対応緊急支援借款ということで、案件名が示すとおり、コロナ危機対応における緊急的な支援という円借款でございます。

協力期間としましては、2020年3月以降のモルディブ政府によるコロナ対応の支出に対して、円借款で支援をしていくというようなことでございます。後ほど触れますけれども、ちょうど来週、審査を予定していると、そういった状況のステータスでございます。

カテゴリ分類Bという点に関しましては、後ほど詳しくお話をさせていただきます。

4番の事業の目的と5番の背景は、重複がございますので、5番の背景に基づいてお話をさせていただきます。

一つ目のパラグラフで、モルディブのコロナウイルスの状況に関して言及をしております。2行目にございますとおり、2020年3月に初の感染者と。少し飛びまして、4月30日時点で280名、その後、数字がどんと上がりまして、7月19日時点で3,000名弱という状況でございます。8月に入りまして、今、4,000名を超えているような状況でございますけれども、非常にこのモルディブの中の首都のマレ島というところは、1周、40～50分で歩いてしまえるような、非常に狭い島でございます。そこに多くの人口が密集して住んでいると。人口密度が高いマレ島内において感染拡大が続いているという状況でございます。そのマレ島の医療体制、資機材が限定的というところで、ここに対する増強というのが一つ喫緊の課題ということでございます。

そして、二つ目のパラグラフが、経済の状況でございます。

モルディブにおきましては、2019年の名目GDP、この57.3億ドルという中の観光関連産業が占める割合が、約60%ということでございます。ご案内のとおり、モルディブといえば観光地というイメージが非常に強いわけですが、実際、この数字上も約6割が観光業に依存をしているという状況でございます。

IMFの試算ということで、旅客数の20%減という話があり、さらに実質経済成長率がマイナス8.1%という数字もございますが、いろいろな各種推計を見ますと、この8.1%では済まないというところがあるところの一つ言われております。一つの理由としましては、先月7月15日に既にモルディブ自体は観光客の受け入れを再開したわけなのですが、やはり当初に想定したような形での観光客の戻りというのは全く起こってなくて、非常に少ない観光客がぼちぼちと戻り始めていると、そういった状況でございます。ですので、この8.1%という数字よりも、さらに厳しい経済成長率になるだろうと、そういった見通しがございます。

以上、二つの背景を踏まえまして、早急にこの保健医療体制の構築、それから脆弱層・貧困層向けの社会保障の拡充、そして観光業を含む事業者向けの経済対策の構築ということで、今回、この緊急円借款を実施していくというもでございます。

ページ変わりました、次のページ、事業の枠組みでございます。

こちらにございます（ア）、（イ）、（ウ）というプログラムは、COVID-19の影響を緩和するために実施をします、モルディブ政府が実施するプログラムの全体像でございます。金額で申し上げますと、37,753百万円ということで、約380億円相当のこのプログラムが組まれているわけです。JICAとしましては、ADBとの協調融資という形で、このうちの一部に対して財政支援をしていくということでございます。先ほど申し上げました（ア）医療・検査体制の強化、それから（イ）脆弱・貧困層向けの社会的支援、（ウ）事業者支援ということで、それぞれ必要予算額が計上されているということでございます。

1点だけここで個別にお話を差し上げたいのが、この（イ）の中の主な内容として含まれており

ます移民労働者向けの安全な住居提供というコンポーネントでございます。

モルディブに関しましては、先ほど観光業が中心というお話をいたしましたけれども、実際そこで働くスタッフは、多くが外国人労働者と。インド、スリランカあるいはバングラデシュ、そういったところからの外国人労働者が非常に多くいると。それ以外にも、建設業、サービス業などで外国人労働者が非常に多い。移民労働者というふうに呼ばれておりますけれども、そういった方々が非常に劣悪な環境で現地で生活をしていると。実際コロナにかかっている方々の約半数ぐらいが、そういった移民労働者と言われる人たちということもございます。そういった中で、今回のこの対策プログラムの中には、移民労働者向けの安全な住居提供というものが一つ含まれてきております。

その話が、この7番の今回実施する手続というところにもつながってくるわけでございますけれども、今回の案件は財政支援ということで、本来的には開発政策借款ということですので、政策レベルの環境社会配慮を確認していくというような立てつけになっております。そういった中で、先ほど申し上げました移民労働者向けの安全な住居提供という部分に関しては、個別具体のインフラ案件と同じような形での確認をしていくというような整理にしているということでございます。

具体の部分が（7）の2パラ目に書いておりますけれども、移民労働者向けの住居提供に関しましては、環境社会配慮で仮設住宅の建設を伴うということで、当該施設建設の環境社会影響に係る環境社会配慮手続を行うと。また、一方で、今回は緊急支援ということで、モルディブ政府に一刻も早くこの資金を入れるという、そういった緊急時の対応ということですので、環境レビュー段階における対応としましては、対応フレームワークというふうに呼んでおりますけれども、実施機関の環境社会配慮体制等の確認にとどめるという形で、対応フレームワークを確認すると。EIA、EMPに関しましては、その後の実施段階において確認をしていくというような形での整理にさせていただいているというところでございます。

8番の実施スケジュールは、先ほど申し上げたとおり、来週、審査というようなところでございます。こういった状況ですので、オンラインでの会議を予定しております。

以上、簡単ですが、担当課からの説明とさせていただきます。ありがとうございました。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

まず、Skypeでご参加の委員の皆様、ご質問、コメントありましたら、サインを送ってください。Skypeでご参加の皆様……。

○山岡委員 山岡ですけれども、よろしいでしょうか。

○原嶋委員長 山岡委員、お願いします。

○山岡委員 この件についてなんですけれども、日本もこのCOVIDの影響で相当、経済の問題が大きくなっている中で、なぜモルディブが対象になったのか。あと、JICAの方針として、今後もこういう特定の国に対してやはり支援をしていくというような、そういう方針なののでしょうか。

質問でした。よろしくお願いします。

○原嶋委員長 じゃ、ご担当の。

○宮田 ありがとうございます。

支援の対象国に関しましては、JICAのみならず、むしろ日本政府様としっかり議論をし、日本政府様の考え方と、あるいは政策というところとアラインしながら決まっていくものということかと思えます。

そういった中で、このモルディブが選ばれた理由としましては、一つには、先ほど申し上げたモルディブの脆弱性、ここがやはり非常に強くあるかと思えます。コロナに対応する保健の体制の問題、それから経済の非常に厳しい状況、この観光業に本当に頼り切って、観光客が全く動かなくなったというようなところの影響が非常に大きくて、南アジア地域の中でもコロナの影響を1番受けるのがモルディブではないかというふうな、そういった分析もされているところでございます。

そういったモルディブ自体の脆弱性をしっかり日本としても対応していく。そこは、日本としてモルディブは非常に友好国であると。少し地政学的な観点で申し上げますと、シーレーン上の要衝にあると、そういったところもある中で、友好国として日本はしっかりそこを対応していくと、そういった日本政府のお考え、ご判断かというふうに理解をしているところでございます。

○原嶋委員長 加藤さんから発言いただきます。

○加藤 全体の方針のところのご質問をいただきましたけれども、この新型コロナウイルス危機対応のための緊急支援という枠組みは、政府でもコロナの国際協力の一つとして発表されておりまして、この中で、これまでフィリピン、インドネシア、そしてバングラデシュは昨日ですけれども、コロナ危機対応の緊急支援がなされております。

以上です。

○原嶋委員長 山岡委員、いかがでございましょうか。

○山岡委員 ご説明ありがとうございます。今後も状況を見ながら、海外も支援していくということで理解いたしました。ありがとうございます。

以上です。

○原嶋委員長 Skypeでご参加の委員の皆様、ほかにご質問、コメントございましたら、サインを送ってください。

○織田委員 織田ですけれども、重なったかしら、いいですか。

○原嶋委員長 織田委員、お願いします。

○織田委員 先ほどのご説明で、移民労働者と外国人が同じというのはわかったのですが、両方が書かれていたのでちょっと混乱したのですが、基本的には、移民の労働者の方には、現金給付とそれから住まいの提供の、両方をなさるということですね。これは確認です。

それから、もう1点、これも確認事項なのですが、JICAはいち早く、ジェンダーの視点に立ったCOVID-19対策の推進ということで、COVIDの推進に当たっては、このジェンダーの視点を入れる、どういうふうに入れたらいいかというガイダンスノートを発表なさいます、早い対応に感心していたのですが、今回のような協調融資に対してもこの方針は、適用されると考えてよろしいでしょうか。

以上2点お尋ねです。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。ちょっと今、もう二つご質問をいただきますので、併せて説明者のほうからご回答いただきます。

次、掛川委員、ご質問、発言をお願いします。

○掛川委員 (イ)のところで、これから実施機関とか体制とか調べていただくということなのですが、現時点でわかっている主管省庁とか実施機関、実施組織というのは、どこなのでしょうかというのが一つ目の質問と、あと、二つ目は、その現時点でわかっていらっしゃるのであれ

ば、その環境社会配慮に対する体制やキャパなどは、どのような状況なのでしょうかということ
で、2点お願いします。

○原嶋委員長 もうお一方、田辺委員、ご質問、コンパクトをお願いしてよろしいですか。

○田辺委員 国際機関などでは、政策借款の場合、恐らくこういうフレームワークアプローチが通常取られると思うのですが、JICAとしてはこういうフレームワークアプローチというのは、あまり特に今、取っていないということで良いのかどうかということと、それからもう一つは、カテゴリFIで金融仲介機関等となっているので、金融仲介機関等でなくても、いろいろと想定はできると思うのですが、今回、カテゴリFIじゃなくこの緊急条項を使った背景というのがあれば、教えていただければと思います。

○原嶋委員長 ありがとうございます。お三方から合わせて多分4つは確認できましたので、順次回答をお願いします。

○宮田 ご質問ありがとうございます。

1点目の移民対象のサービス、今回の支援という意味では、現金給付というのがあるか、正確にちょっとこちらは今、確認はできておらず、審査で確認したいと思いますが、食料給付というのは確認できております。すなわち、食料とそれから住居の提供というところまでは、今の時点でわかっている状況でございます。

それから、ジェンダーの件に関しましては、言及いただきましたとおり、JICAの中でのそういった今回のCOVIDを受けた対応ガイドラインというのもつくっております。今回、我々、ADBと一緒にこの案件、協調融資という形でやっていくわけなのですが、実際にこの事業のアウトプットとして想定されるものの中には、例えば女性は何%以上含まれる、具体的に申し上げますと、事業資金を提供するようなサービス、プログラムがあるわけですが、その中で何%以上、女性が含まれるというようなターゲットは設定しておりますので、そういった形でのジェンダー配慮というのは、しっかりとやっていきたいというふうに考えております。

それから、続けてよろしいでしょうか。3点目の省庁に関しましては、ちょっと今、手元に資料があればなのですが、確認をして後ほどもう1度ご説明をさせていただきたいと思います。

一旦飛ばして、次のフレームワークアプローチというところに関してご説明をさせていただきたいと思いますが、私自身が委員のご質問の趣旨をしっかりと理解し切れているか、もし不十分であればご指摘をいただきたいのですが、今回のこの事業の支援自体は、先ほど資料で申し上げました（ア）、（イ）、（ウ）のプログラムに関しまして、モルディブ政府がつくったCOVIDの対応プログラムというのがあって、そこにADBとともに我々が資金を入れていくと、実際にはそれ以外のドナーもお金を入れていくということでございます。

この入れていったお金がどのように使われていったか、そして、それぞれのプログラムにおいてこういった目標が達成できたかという点に関しては、共通のフレームワークでもってモニタリングをしていくというような形になっております。ですので、JICAで単独でこの事業の効果を見ていくというよりは、ADBと連携しつつ、プログラム全体の目標に対する達成度というのを見ていくと。そういった整理になっております。

それから、最後のFIのところは、お願いしてよろしいでしょうか。

○加藤 FIの整理のところおよび今の一つ前の政策借款のところも、補足してご説明をしたいと思

います。田辺委員ご指摘のように、世界銀行、ADB等でも、政策借款について環境社会配慮を行っております。

JICAではそのアプローチも参考にしつつ、世銀では例えばディベロップメント・ポリシー・レンディング用のツールキットもございますけれども、それに基づいて政策レベルの環境社会配慮のカテゴリ分類を行って、検討しています。従って、JICAも同じような形で、開発政策借款、またそれに類似した今回の財政支援のようなものも、そういった政策レベルのカテゴリ分類を行いまして、検討をしています。

なお、今回は、対象事業の中に特殊にインフラの整備の具体的な内容が含まれておりまして、そこが大きく影響して、カテゴリBということになっております。全体としては、FIという枠組みというよりは、政策レベルのカテゴリ分類を行って、A、B、Cの判断をしていくという対応を行っているということでございます。

以上です。

○原嶋委員長 あと、先ほどの掛川委員からのご質問で。

○宮田 省庁の部分ですけれども、財務省のほか、あとミニストリー・オブ・ヘルス、保健省ということです。それから、いくつか省庁がございまして……ここは、少し時間をいただいて、確認をさせていただいてもよろしいでしょうか。申しわけございません。

○原嶋委員長 織田委員、掛川委員、田辺委員、掛川委員のご質問についてはちょっと今、止まっていますけれども、いかがでしょうか。

○織田委員 よろしいですか。

○原嶋委員長 織田委員、どうぞ。

○織田委員 ご回答でちょっと私は解せなかったのですが、この（イ）のところには、外国人労働者への現金給付とあって、さらに別に移民労働者向けの安全な住居の提供というのが含まれているので、どう違うのだらうと思っていたら、同じことなのだというご説明だったので、移民労働者向けには、現金給付と住居の提供の両方がなされるのだなと理解し、先ほど確認したのですが、それに対するお答えでは、現金給付については確かめますというお話だったので、再度確認させていただきたいと思います。

要するに、この（イ）のプログラム、脆弱・貧困層向けの社会的支援には、外国人の移民労働者に対しては、現金給付と住居の提供が含まれるということなのですね。

以上です。

○原嶋委員長 じゃ、どうぞご担当の方、お願いします。

○宮田 ありがとうございます。再度のご指摘ありがとうございました。

ここの外国人労働者、移民労働者、特に外国人労働者として現金給付の対象がどういった設定になっているのかというのは、今回、審査の中でも我々、改めてしっかり確認をさせていただきたいと思います。先ほどの食料給付のところに関しては、明示的に我々も情報を今の時点で確認できておったのですけれども、この現金給付のところに関しての定義に関しては、現時点で情報をまだ入手できておりませんので、審査の中で対応させていただきたいというふうに存じます。現時点で明確な回答にならず、この点はお詫び申し上げます。

○織田委員 わかりました。ありがとうございました。以上です。

○原嶋委員長 掛川委員、田辺委員、ご回答について、一部ちょっと欠けているところがありますけれども、何か確認したいところがありましたら、もう1度お願いします。田辺委員、掛川委員、お願いします。

○掛川委員 掛川です。すみません、よろしいですか。

○原嶋委員長 お願いします。

○掛川委員 ちょっと気になったことがありますて、（イ）で担当省庁、恐らく例えば厚生労働省のような、もしくは労働省のようなところが担当するのかなとは予測はしているのですけれども、そうであれば、いろんな意味で国内でこの援助だけではなく様々な緊急援助が入っている中で、実際に労働省が管轄するような実施組織が、この労働者向けの安全な住居の確保とか、それに関わる環境社会配慮ををすると思いましたので、特に恐らく元々あまりキャパがないところでの更に負担とか、そういったことがあるので、ちょっとそこが気になったところです。ですので、実施の際には十分、ご確認いただきたいなと思ったところが一つです。

あと、もう一つは、全体で財政支援ということでしたので、先ほど共通のフレームワークでモニタリングをされるとは言われていましたけれども、恐らくそこはマクロレベルの確認になるのではないかなと思ってしまして、この個別レベルで、特に環境社会配慮で必要なところの確認とかモニタリングとかが実際にどうなるのかというのは、よく確認していただけるとありがたいなと思いました。

以上です。

○宮田 ご指摘ありがとうございます。しっかり対応して参ります。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

田辺委員、よろしいですか。

○田辺委員 はい、大丈夫です。

○原嶋委員長 じゃ、続きまして、長谷川委員、ご質問をお願いします。

○長谷川委員 ありがとうございます。

今回、ADBとの共通融資なのですが、この環境社会配慮の実際、仕事が、日本側とそれからADB側とどんなデマケになりそうかということ、それからもう一つは、実施段階においてEIAとEMPについて、影響と緩和策を詳細に確認するとあるのですけれども、今回のほうの助言委員会が介在しない形でどんなふうに確認をするのかということも、あったら教えてください。

以上です。

○原嶋委員長 じゃ、続きまして、源氏田委員、質問、併せてお願いできますか。

○源氏田委員 今回、移民労働者向けの安全な住居を建設すると、仮設住宅を建設するということなのですが、これ、事業分類がカテゴリBだということは、大規模な非自発的住民移転は無いということでよろしいのでしょうかという点を確認させてください。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは、今、お二人のご質問、内容的には3つぐらいに分かれるかと思えますけれども、順番にお願いしていいですか。

それでは、ご担当と審査部のほうで手分けしてお願いします。

○宮田 わかりました。

1点目のADBとの連携の部分に関しましては、1点、今回のペーパーの中にはお入れしてなかったのですが、実際、このEIAやEMPのところに関しては、ADBがテクニカルアシスタンスという形でこの後、支援をして参ります。すなわち、そのつくり込みをモルディブ側に預け切りにするわけではなくて、そこをADBが丁寧に見ていくというような仕組みになっております。

我々も実際、審査の中で、この後、案件のモニタリングをどういう形でやっていくのか、さらには、ADBと今のような、ADBのTAとどういうふうに連携をしていくのか、情報を共有していくのかという、その仕組みの部分審査を通してしっかり構築していきたいと思っておりますので、繰り返しになりますが、モルディブ側に任せ切りで我々が全く見えないところで進んでいくという話ではなくて、この連携のフレームワークの中でしっかり対応していきたいと思っております。

2点目のカテゴリBの話に関しましては、実際に今回の支援、住居の建設の対象地というのは、内陸地、フルマーレ島という人工的に造られた、埋立てで造られた島の内陸部3地点ということで、生態系等に影響を及ぼすものではなく、かつ用地取得ですとか、あるいは住民移転を伴うようなものではないというような対象地でございます。

審査部のほうから補足をいただけますでしょうか。

○加藤 大きな補足はございませんが、通常のカテゴリB案件であれば、この承諾前の審査の段階でEIA、EMPの確認を行うわけですが、それを今回、実施段階においてJICAの内部で確認を行うとしています。これは通常、カテゴリBの案件であれば、JICA内部で確認をするプロセスがありますので、それを実施段階でもきちっと確保していくということでございます。

以上です。

○原嶋委員長 長谷川委員から、たしか助言委員会の関与の有無について言及があったと思うのですけれども、いかがですか。

○加藤 助言委員会の関与の有無という意味では、カテゴリA案件であれば、助言委員会でのご助言をいただくプロセスがございますが、本件、カテゴリBでございまして、JICAの内部でガイドラインに沿った手続を行うということになります。

以上です。

○原嶋委員長 長谷川委員、源氏田委員、いかがでございしますか。

○長谷川委員 ありがとうございます。

それで、ニュアンスとしては、日本よりはどちらかというとADBが主導して配慮していくと、そういうふうな受け止め方をしたのですけれども、そんなことでよろしいのでしょうかね。

○宮田 そうですね。お答えさせていただきます。

ADBのほうもう既にこの案件に関しては先行しておりまして、支援を始めているという状況がございまして、そういった意味では、大きなフレームワークはADBのほう既に整備してきています。そこにしっかり我々もくっついていくというようなスタンスで考えております。

○原嶋委員長 源氏田委員、いかがですか。

○源氏田委員 住民移転については、無いということで、承知いたしました。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

ほかにSkypeでご参加の委員の皆様、ございますか。なければ、一旦、会議室のほうに戻したい

と思いますけれども、よろしいでしょうか。

○谷本委員 谷本です。ちょっと1点よろしいですか。

○原嶋委員長 じゃ、谷本委員、お願いします。

○谷本委員 (6)の事業の枠組みのところで、以下のプログラムということで、377億円ですか、という数字が出ていますが、これはADBとJICAのほうでどれぐらいの割合で負担をするのですか。役割分担の額ですね。それから、モルディブ政府の負担もあるのですかと。このあたりをちょっと教えてください。

以上です。

○宮田 ありがとうございます。担当課からご説明をさせていただきます。

この約380億円に関しては、ADBとJICAで実際その中で占める割合というのは、大体3分の1弱ぐらいという形で、それ以外の部分に関しては、ほかのドナーがお金を出していくということになります。実は、我々が今の時点で把握できている数字だけを見ますと、ほかのドナーの数字を積み上げても、この380億にはまだ今の時点では至っていないという状況ですので、そこをモルディブ政府がどういった形で捻出しようとしているのかというふうなところを、審査の中で確認していかなければいかんというふうな、そういった状況でございます。

以上でございます。

○谷本委員 ありがとうございます。わかりました。

○原嶋委員長 それでは、一旦、会議室のほうに戻します。会議室でご参加の委員の皆様、ご質問等がございましたら、よろしい。

じゃ、まずこちらから、寺原委員からお願いします。

○寺原委員 今、Skypeのほうからもいくつか質問があったところと、確認なのですが、この380億円全体はあくまでもモルディブ政府が持っているプログラムで、そのうちの一部がJICAとADBが協調して融資するという理解でよろしいですね。

○宮田 はい。ご理解のとおりでございます。

○寺原委員 このプログラム自体はあくまで先方が持っているプログラムであって、これからその中のいくつかをJICAとADBで分けるということだと思うのですが、それで、なぜ仮設住宅の建設だけはもうJICAがやることが決まっているのでしょうかという質問でございます。

以上です。

○宮田 ご質問ありがとうございます。

このパッケージ全体に対して380億円という数字、金額になるわけなのですが、JICAのお金あるいはADBのお金というのは、このパッケージ全体に対して供与をすると。特定のプロジェクト、380億円の中のこの部分に対して使ってくれというような形での具体的な使途の限定というのは、なされない形で供与しますので、ここにありますが、(ア)、(イ)、(ウ)の中のどこかに使われていくと、そういった整理でございます。

○寺原委員 JICAさんの援助はプロジェクト援助が中心になっていて、こういうプログラム援助とか政策借款って非常に稀な形なので、一般財政支援みたいな形と非常に似ていますよね。この場合にも、じゃその仮設住宅の支援というのは、ADBのお金でやっているのか、向こうの政府のお金でやっているのか、それともJICAのお金でやっているのかは、わからない状態であるということだし

ようか。

○宮田 私どものほうでは、そういう意味では、大きなバスケットの中にこのお金をお入れするということになりますので、モルディブ政府全体としては、この380億円のプログラム全体に対してどういうふうにお金が使われていったのかというようなところは、対外的にも公表していくことになるわけなのですけれども、個々のお金に関して、何がどこにというのを一つ一つ公表する仕組みにはなっておりません。

○原嶋委員長 続いて、松本委員、お願いします。

○松本委員 短い質問なのですが、安全な住居というのの意味をちょっと教えてほしいのですが。

○宮田 実際にモルディブの場合は、本当に首都のマレ島という非常に狭隘な土地の中に住居が密集しているような状況で、かつ、その住居の中に非常に大人数の人たちが住んでいるというようなところなんです。どこまで本当かわかりませんが、ちょっとうわさ話のような形で聞くのは、夜になると、家の中に寝るスペースもないので、夜の間ずっと町の中をバイクで流して走って、家を出ているというような、そういった話もあったりするぐらい、狭隘な状況にあると。中でも、外国人労働者の方々というのは、そういったより劣悪な状況にあるという話がございます。

そういった中で、今回建設する住居というのは、フルマーレ島というそもそも人工的に造った島で、スペースがあるところで、住居のスペースとしても、マレの一般的な住宅よりもゆとりを持つ形で建設するような住宅というところで、彼らの衛生状況に関しても改善されるのではないかなというふうな期待がされているところでございます。

○松本委員 わかりました。

とすると、ちょっと、実はこの質問をした理由は、非常に社会配慮の部分が大きいと思ったのです。例えば、そういうところに住むとなると、今度はアクセスの問題が出るでしょうし、どうやってその人たちがそこに住んで仕事場に行くのかとか、社会面が出てくるのですけれども、ここで例示されているのがEIAとEMPという、環境アセスのところだけなんです。

したがって、緊急時の対応することは、特に私も異論はありませんけれども、そのときにやはり考えてほしいのは、社会面の配慮をどうやってこのオンラインの次の審査で行うのかというところのほうで、実は私はとても気になっていたところなんです。なので、もしそこについて現状でお考えがあるなら、お聞かせください。

○宮田 もともと、このフルマーレ島という住居の新設をする場所というのは、ちょうど新しく埋め立てて造った島で、住居を新しく建設して、そしてそこにいろいろなインフラを引いていくというような、そういうちょうどそのプロジェクトが進行して、形になってきたようなステージということで、首都に対する公共交通機関、バスなどのアクセスが既に整備されておりましたり、電気・上下水に関してももう整備されてきている、ごみの収集などもシステムがちょうどできたところと。

ある種、新しく一から造った島、住居島なので、そういったものが今、非常に計画的に整備されてきたところですので、そこに今回の住宅を追加的に建設することによって、上手くそういった既存のインフラを使っていくことができるのではないかなというふうに考えているところでございます。

○松本委員 わかりました。これで最後にします。

特にシンガポールとかは、既にそういう問題がかなり、移民労働者が1番コロナの感染が多いということでも報道されていますが、そのときに、やはり現地の人たちが、実はその人たちの近くに

いたくないとか、そういう問題が起きているのも事実だと思うんです。

ですから、今、お話を聞くと、そんなにアクセスもよくて、非常に住み心地のいいニュータウンであるとするならば、実際、モルディブの現地の人たちもそこに住みたくなるのではないかと。そうすると、その人たちは、外国人労働者のように、コロナの感染率の高い人たちと一緒にいることに対してどう考えるのかという、社会的な面での配慮が重要なプロジェクトなんじゃないかということが、今のお話からだちょっと想像されますので、やはりそのあたりについてはぜひオンラインの審査の中で、緊急時の対応として十分検討していただきたいというふうに思います。

○宮田 ご指摘ありがとうございます。検討して参ります。

○原嶋委員長 それでは、これまでご発言が特段ない委員の皆様、何かありましたらご発言いただきますけれども、阿部委員、柴田委員、島委員、日比委員ですか、この内容に特段、ご発言ございませんか。何かございましたら、いただきますけれども、よろしいでしょうか。

○日比委員 特段、コメント、質問ございません。ありがとうございます。

○柴田委員 ありがとうございます。大丈夫です。

○島委員 島も大丈夫です。ありがとうございます。

○阿部委員 私も特にございません。

○原嶋委員長 それでは、ひととおりのコメント、質問を頂戴して、できる範囲でのレスポンスを頂戴しましたので、いくつか宿題といいますか、今後のオンラインでの審査の中で考えていただきたいことが出ておりますので、ぜひご配慮といいますか、取り入れていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○宮田 ありがとうございます。こちらから2点だけよろしいでしょうか、手短に。申しわけございません。

○原嶋委員長 はい。じゃ、ご担当から2点、よろしくお願いします。

○宮田 すみません。

先ほど、省庁名に関して正確にお答えできず、大変失礼しました。改めまして、4つの省庁ということでご説明をいたしますと、委員のほうからご想像いただいたとおりの部分はございますが、財務省、保健省に加えまして、今回、ジェンダー省とそれから経済開発省と、以上4つの省庁というのが実施機関に入ってきております。

それから、先ほど寺原委員からご質問いただいた点に関して、使途の部分なのですが、やや私の説明が不適切、不十分だったところがあったかもしれないのですが、一般的なプログラムのローンと同様に、使った後の諸々証票書類等の提出を求めるという形での、先方からの情報の開示を求めることというのは、ほかの案件と同様に考えております。すなわち、結果的に彼らが何にどう使ったかというのを確認するすべというのは、あるというところでございます。

ただ、お金をこちらから入れる際に、そのいくつかある彼らのプログラムの中の、これとこれというような形での選別というのはしていないという趣旨で、申し上げた次第でございます。

以上、補足させていただきます。

○原嶋委員長 寺原委員、どうぞ。

○寺原委員 そうですね、円借款の場合は、やっぱり証票などを集めたりされると思うのですが。ということは、事前にこの仮設住宅に使うかどうかはわかっていないと。

○宮田　そうですね。我々のこのお金が仮設住宅用に使われるかどうかは、現時点ではわかっていないです。

○寺原委員　でも、カテゴリは、そこが入っているのでBになっているという。

○宮田　そうですね。はい。そういうことでございます。

○寺原委員　理解でよろしいでしょうか。

○宮田　はい。ご理解のとおりです。

○寺原委員　これから審査だと思うので、それも入れて審査はいただくということですね。

○宮田　そうですね。はい。

○寺原委員　ありがとうございました。

○原嶋委員長　どうもありがとうございました。

それでは、一応、本件のご報告はここで締めくくりとさせていただきますと思います。

奥村委員、どうぞ。

○奥村委員　先ほどのコメントでちょっと確認なのですが、その審査の過程で、実はカテゴリAに該当しますみたいな判断がされたら、また環境配慮助言委員会に戻ってくるという感じですか。

○加藤　すべからく、事業でカテゴリAに該当するものと判断された場合には、その時点で助言委員会に上げるプロセスを経る必要があると考えます。ただ、本件についてそうなるかどうかという、私どもが今のところ把握している範囲では、非自発的住民移転を想定しておらず、ある一定の敷地の中での施設建設であり、住居の施設建設ということもあって、その規模感から考えると、カテゴリBでそのまま対応するというのを想定しています。

○奥村委員　ありがとうございます。

○原嶋委員長　どうもありがとうございました。

それでは、一応この報告はここで締めくくりとさせていただきますけれども、よろしいでしょうか。

○石田委員　委員長、石田です。

○原嶋委員長　じゃ、石田委員、お願いします。

○石田委員　ご報告や皆様の議論、とても参考になって、ありがとうございます。

それで、ふと思い出したのですが、COVID-19の影響を受けて、労働環境が過密なようなところでは、COVID-19がパンデミックになる前から既に支援が実施されて継続中の事業では、過密なところで働いているところへのモニタリング等というのは、どうなのでしょうかね。普通、そんなことを特に考えていなかったから、モニタリングの項目、入れていませんけれども、例えばインドのリサイクルシップヤードという、割とつい最近、モニタリングの報告をこの委員会で、第5期のときでしたけれども、割とつい最近受けて、きれいな住宅もできて、そこに労働者が住まわれているということで。

だから、住居環境が整ったというのはとても喜ばしいことなのですが、ただ、実際には、リサイクルシップヤードの場合だと、労働者が割と近い、顔を寄せ合って、いろいろ一緒に作業して、船を解体している作業なので、そういうところへの相手国政府への申し入れとかモニタリングというのは、今後行っていただけるのでしょうか。行っていただけるような可能性はあるのでしょうか。

それだけちょっと、少し外れますけれども、お聞きしたいと思って、質問します。

以上です。

○加藤 基本的に、労働者の環境整備、そういったものは契約上の約款としてコントラクターに一定の責任がなされているというところで、それに基づいてコントラクターが対応するという枠組みになっております。環境社会配慮の枠組みというよりは、そういった契約上でコントラクターが責任を負って、対応しているということになります。

以上です。

○石田委員 ご回答ありがとうございます。

ただ、それはそうと知りつつ、COVID-19がこのようにパンデミックになる前には、誰も考えられなかった労働環境の事態が発生しているわけなので、先進国ならみんなマスクしているでしょうけれども、途上国で低収入の人たちが集まって、現場で炎天下の中、汗を流しながら船を解体している作業というのは、少しはモニタリングしてあげないと、労働者がきちんとマスクをつけているとか、ソーシャルディスタンスを取るのは難しい、共同作業なのでとても難しいと思いますけれども、それでもできるところではきちんとやるとか、要するにCOVID-19を受けないようにするための、感染しないようにするための労働環境の徹底というのは、今年になるまで誰もそんなことは考えられなかったわけですね。

だから、ということは、モニタリングとして落として、環境社会配慮委員会の中で、モニタリングはこういうのを、環境管理計画の中を見えていますけれども、それとJICAと向こう政府と同意をして、それに沿ってコンサルタントが雇われて、その組織が見ていくことになりますけれども、現場では書かれたことをやるだけであって、新たにCOVID-19が発生したからこういうことをやらなきゃというモニタリング項目を追加することは、まずあり得ないようなものですよね。

だから、そこを追加的にモニタリングとして今後検討していくというのは、どうでしょうか。提案とも言えないけれども、思いつきでもないし提案でもないし、その中間ぐらいですけども、ちょっと今、今日の議論を聞いていて、すごく心配になってきました。

以上です。

○加藤 石田委員のご指摘の点は、非常に難しい重要な問題をはらんでいると思うのですけれども、これは環境社会配慮の問題というよりは、JICAの事業実施の上での課題となっていると考えておまして、こういった3密のコロナ対応の話、それに基づくコントラクターの責任範囲がどこまであるのか、契約上の、例えば途上国でロックダウンがされている中で、事業はどのように契約上扱われるのかなど、事業実施自体に大きな影響を及ぼす事案と理解しております。環境社会配慮の枠組みで取り扱うものとは一線を画して、円滑な事業実施の観点で重要視されるべき問題かと思っております。

以上です。

○石田委員 明確なご回答をありがとうございました。よろしくお願いします。

以上です。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。

今、個別の案件の問題と、コロナの影響によってODAないし開発援助の事業そのものの実施での配慮の在り方と、二つ大きく問題が出ていまして、後者についてはまた今後いろんな局面で出てく

ると思いますので、またJICAのほうでも対策が、今の段階ではなかなかしっかりとしたものは確立していないと思いますけれども、いろいろ工夫ができてきましたら、教えていただきたいと思いますし、こちらのほうもいろいろアドバイスさせていただくということで、お願いします。

ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、一応この案件、モルディブの案件についてのご報告、頂戴しまして、先ほど申し上げました繰り返しになりますけれども、オンラインでの審査における配慮事項がちょっとかなりいくつか出ておりますので、慎重な対応をお願い申し上げて、一応締めくくりとさせていただきます。どうもありがとうございました。

それでは、今後のスケジュールの確認ということで、事務局からお願いします。

○加藤 次回の全体会合でございますけれども、2020年9月7日、月曜日14時から、JICA本部では113会議室の予定です。コロナの状況もありますので、また今回のような形とするのか、引き続き全てをオンラインベースにするのか、そういったところも含めて、また事務局のほうからご連絡をさせていただきたいと思います。

以上です。

○原嶋委員長 それでは、最後になりますけれども、何か新しい期になりましての最初の全体会合ということになります。これからワーキンググループが繰り返されて参りますので、何かご発言がございましたらここで頂戴しますけれども、いかがでございましょうか。とりわけ今日、初めてご参加いただきました阿部委員、奥村委員を含めて、ご感想を含めてご発言ありましたら、最後に言ってください。

○石田委員 石田ですけれども、委員長、よろしいでしょうか。

○原嶋委員長 はい、どうぞ。石田委員、どうぞ。

○石田委員 ちょっと私のリクエストが間に合わなかったもので、皆さんの手元にお配りしてある表には載っていないのですけれども、8月31日のワーキンググループに参加することを認めていただきましたので、そちらに参加いたしますということをご報告します。

以上です。

○原嶋委員長 はい、承りました。

ほかございますでしょうか。Skypeでご参加の委員の皆様、最後になりますけれども、特段テーマを問わず、何かご発言ございましたら、今、頂戴しますけれども。よろしいでしょうか。あと、会議室でご参加の皆様、よろしいでしょうか。事務局のほうもよろしいですか。

それでは、一応、予定をしておりました議事を全て終えましたので、ここで第115回の全体会合を終了いたします。

どうも本日はありがとうございました。

午後4時50分閉会